

横浜の中小企業の
「明日」を
身近でサポート

横浜市信用保証協会の現況

DISCLOSURE 2024



目次

1	ご挨拶……………	P2	2	信用保証制度のご案内……………	P23
	プロフィール……………	P3		信用保証の動向……………	P27
	コンプライアンス……………	P6		事業者のニーズに応じた支援……………	P32
	個人情報保護宣言……………	P7		広報活動……………	P36
	事業計画・評価……………	P8		主な保証制度……………	P37
3	トピックス……………	P39			
	SDGsに関する取組……………	P41			
	社会貢献活動……………	P43			
	令和5年度決算……………	P45			
	ご相談窓口のご案内……………	P50			



当協会の記章(マーク)について



- ★1つ目の楕円は中小企業
- ★2つ目の楕円は金融機関
- ★3つ目の楕円は当協会

英字のG (GUARANTEE [保証])をモチーフとして、その中に三つの楕円が接した形状で構成しています。この三つの楕円は信用保証協会の存在を表しています。この楕円が結び合い、関連性や融合性を深めています。この三つの楕円の形状を英字のY(横浜YOKOHAMA)としています。記章(マーク)全体は曲線部分を多くとり、柔軟性と優しさを表現しています。色(カラー)は、みなと横浜のイメージにあったブルーを基調とし、さわやかさを強調しています。

横浜市信用保証協会 イメージキャラクター



- 名称** ハマ福 (ヨコハマのふくろう)
ふくろうは知性の象徴。また、夜目が利くことから「世間に明るい」とも。
- 就任日** 令和3年 3月 1日
- 特徴** 横浜経済を見渡して金融の円滑化を図り、中小企業・小規模事業者に福をもたらす。
- 趣味** 横浜市内の観光
- 特技** 横浜市内事業者の相談に乗り、資金繰りや経営課題の解決をお手伝いすること。

横浜市信用保証協会
会長 横山 日出夫



平素より、当協会に格別のご支援とご高配を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、昨年度の事業実績および外部評価委員会の意見、本年度の経営計画などについてご報告する「横浜市信用保証協会の現況DISCLOSURE 2024」を作成いたしました。

市内事業者の皆さまに、信用保証制度や当協会の取組についてご理解を深めていただくとともに、金融機関をはじめとする関係機関の皆さまに、当協会との更なる連携についてご理解を賜る一助になれば幸いです。

さて、昨年度は、新型コロナウイルス感染症の5類への移行に伴う社会経済活動の正常化などにより、経済全体としては緩やかな回復を遂げました。しかしながら、今もなお多くの市内事業者の皆さまが、エネルギー・原材料高、不十分な価格転嫁、深刻な人手不足、後継者難など、様々な課題に直面されています。

こうした状況を受け、国は「デフレ完全脱却のための総合経済対策」や「再生支援の総合的対策」において、力強い経済の好循環につなげていくため、経営改善・再生支援に重点を置いた資金繰り支援などに万全を期すとしています。また、思い切った事業展開や早期の事業再生などを後押しするため、一定の要件を満たした場合に、保証料の上乗せを条件に経営者保証を不要とすることができる「事業者選択型経営者保証非提供制度」も創設されました。

当協会としても、関係機関の皆さまとの連携を深めさせていただきながら、市内事業者の皆さまに様々な保証制度や支援メニューを知っていただき、ご理解いただき、ご活用いただけるよう、お客さま本位の資金繰り支援や経営支援に全力で取り組んでまいります。

そのためにも、デジタル技術を活用した利便性と生産性の向上にこれまで以上に取り組むとともに、健康経営のもと、従業員エンゲージメントの向上や皆さまのお役に立てる人材育成を推進してまいります。

また、脱炭素社会の実現に向け、4月に創設された「脱炭素よこはま資金」などを活用し、市内事業者の皆さまの脱炭素経営を後押ししてまいりますとともに、当協会自身も「脱炭素取組宣言」の事業所として、脱炭素行動に積極的に取り組んでまいります。

本年度も、イメージキャラクター「ハマ福」とともに、皆さまに親しまれ信頼される協会を目指し、経営者・従業員・ご家族の皆さまの幸せのため、ひいては横浜経済発展のために役職員一同全力を尽くしてまいります。

引き続きのご支援、お力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和6年8月

横浜市信用保証協会は、第2次世界大戦で荒廃した国土復興の槌音が高まる中、横浜市が中心となって、金融機関、商工会議所、商工組合中央会、業者団体等の協力を得て、全国で4番目、戦後最初の信用保証協会として発足しました。

創立	昭和22年11月29日
人格	信用保証協会法に基づく法人
目的	中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。(定款第1条)
基本財産	292億円(令和6年3月31日現在)
保証債務残高	41,414件、5,534億円(同上)
利用企業者数	24,277者(同上)
事務所	本所 中区山下町22 山下町SSKビル9階、10階 北部支所 港北区新横浜3-9-18 新横浜TECHビルB館6階 西部支所 西区北幸1-6-1 横浜ファーストビル7階 南部支所 港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー22階
役職員数	103名(令和6年4月1日現在)

■ 経営理念

中小企業者の良きパートナーとして金融の円滑化を図り、地域経済や社会の発展に貢献するとともに、日々の業務を遂行するにあたり、関係法令および諸規程を遵守し、役職員協調のもと互いに研鑽に励み、真に信頼される協会の運営を目指します。

■ 役割

信用保証協会法に基づき設立された認可法人で、中小企業・小規模事業者の皆さまがお借入をするときの「公的な保証人」となり、事業資金の調達をスムーズにする役割を担い、横浜市内約24,000企業の皆さまにご利用いただいています。

以下の経営ビジョンのもと、『横浜の中小企業の「明日」を身近でサポート』していきます。

経営ビジョン

私たちは、信用保証と経営支援を通じて
中小企業の「明日」を応援し
横浜経済の活力ある発展に貢献します。

沿革

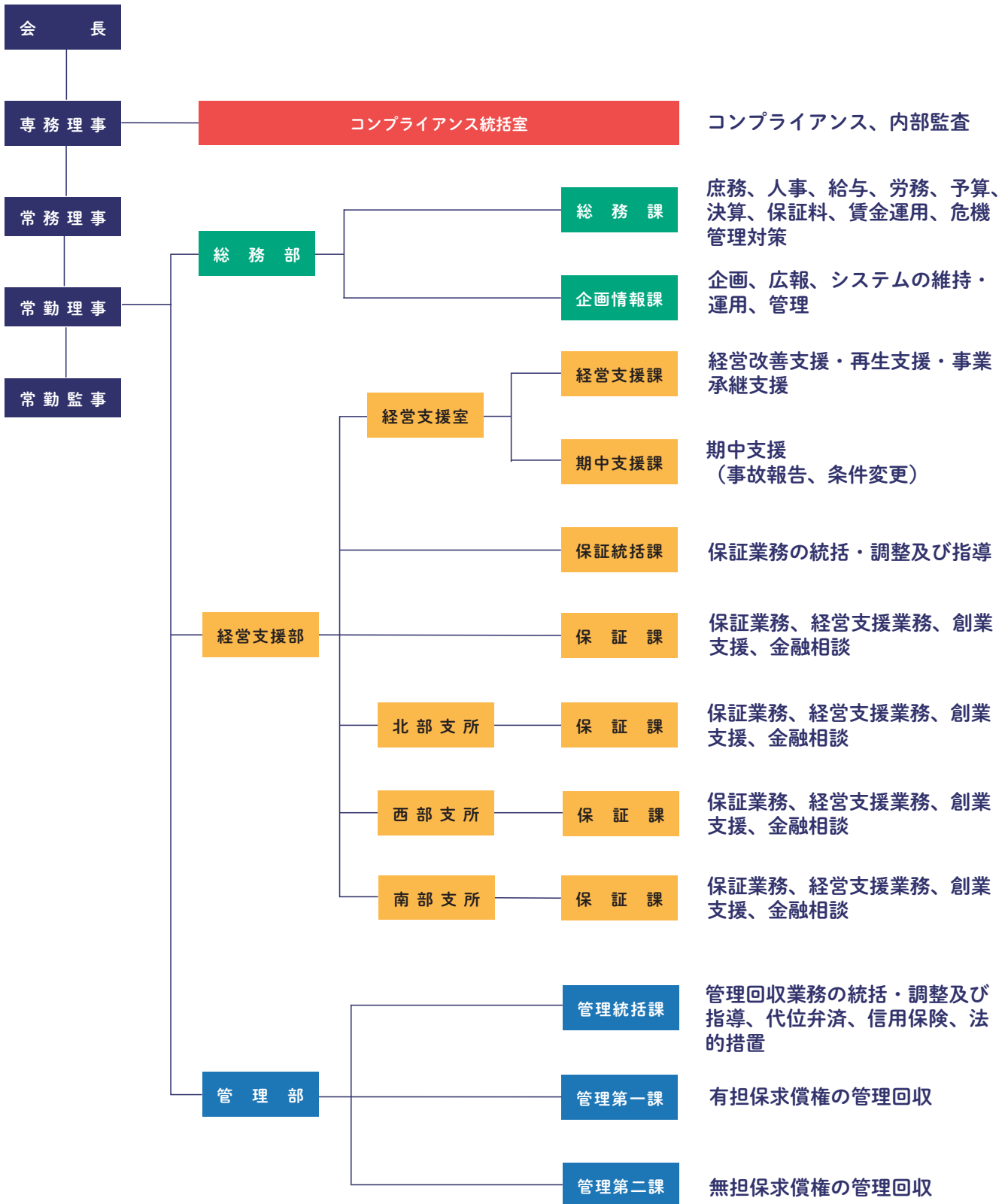
昭和22年11月29日	社団法人横浜信用保証協会設立
昭和24年10月21日	財団法人横浜信用保証協会に変更
昭和29年10月11日	信用保証協会法に基づく認可法人に組織変更
昭和29年11月1日	横浜市信用保証協会設立登記
昭和40年9月1日	鶴見支所開設
昭和41年4月1日	南連絡所開設
昭和45年9月1日	保土ヶ谷連絡所開設
昭和47年4月1日	神奈川連絡所開設
昭和52年6月1日	神奈川連絡所と保土ヶ谷連絡所を統合し西部支所を開設
昭和54年4月1日	南連絡所を南部支所に昇格
平成22年7月20日	鶴見支所を移転し、北部支所として開設
平成27年5月7日	西部支所を移転

役員構成

役職名	氏名	備考	
会長	横山日出夫	常勤	前 横浜市財政局長
専務理事	前田健	常勤	前 横浜市信用保証協会 常勤監事
常務理事	宇都木朗	常勤	前 横浜市総務局危機管理室長
常勤理事	内海英明	常勤	横浜市信用保証協会 総務部長
理事	石川清貴	非常勤	一般社団法人 横浜市商店街総連合会 会長
理事	新井英輔	非常勤	公益社団法人 横浜貿易協会 会長
理事	加藤卓郎	非常勤	一般社団法人 横浜市工業会連合会 会長
理事	小峰直	非常勤	横浜商工会議所 副会頭
理事	高野堅	非常勤	一般社団法人 横浜銀行協会 専務理事
理事	近藤和明	非常勤	株式会社 神奈川銀行 代表取締役頭取
理事	小山君一	非常勤	株式会社 商工組合中央金庫 執行役員 神奈川営業部長 (横浜支店長 兼 川崎支店長 兼 横浜西口支店長)
理事	工藤哲史	非常勤	横浜市 経済局長
理事	春日隆	非常勤	横浜信用金庫 理事長
常勤監事	金子眞一郎	常勤	前 横浜市信用保証協会 管理部長
監事	猪鼻久義	非常勤	公認会計士・税理士

(令和6年8月1日現在)

■ 組織図



(令和6年8月1日現在)

当協会では、「横浜市信用保証協会倫理憲章」を制定するとともに、コンプライアンス経営を構築するため、「コンプライアンス体制」を整えて、コンプライアンスの実践に取り組んでいます。

■横浜市信用保証協会倫理憲章

信用保証協会の公共性と社会的責任

- ・信用保証協会の持つ社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、自己責任の原則に基づく健全な業務運営を通じて、揺るぎない信頼の確立を図ります。

質の高い信用保証サービス

- ・中小企業者や社会のニーズに的確に応えるため、一層、高度な専門的知識の吸収に努めるとともに、俊敏な行動力を発揮し、質の高い「信用保証」サービスを提供することにより、地域経済の発展に貢献します。

法令やルールの厳格な遵守

- ・あらゆる法令を厳格に遵守し、社会的規範に反することのない誠実、かつ公正な企業活動を遂行します。

反社会的勢力(不当要求行為)との対決

- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力(不当要求行為)とは、断固として対決します。

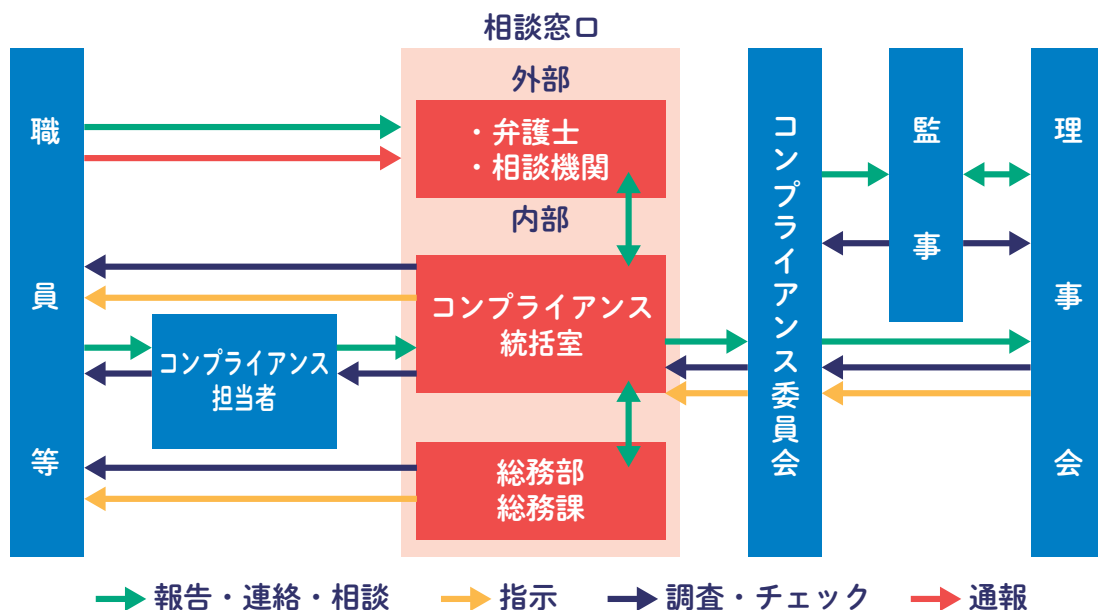
地域社会に対する貢献

- ・広く住民とのコミュニケーションを図りながら、地域社会への貢献に努めます。

誠実な職務の遂行

- ・日々の業務の遂行にあたっては、常にお客さまの立場にたって、誠実、かつ親切に対応します。

■コンプライアンス体制図



業務上、お客さまの個人情報を取得・利用等をさせていただきますが、お客さまの個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めています。

1. 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客さまの個人情報を取り扱います。

2. 個人情報の取得・利用・提供

当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客さまの個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。

取得したお客さまの個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。

取得したお客さまの個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客さまの同意を得ないで第三者には提供・開示しません。

お客さまの本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

3. 個人データの適正管理

お客さまの個人データについて、組織的・人的・物的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客さまの個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

4. 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客さまの個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

5. 個人データの委託

当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。

委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約

の締結、実施状況の点検などを行います。

6. 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

法令等に定める一定の場合を除き、お客さまは、当協会が保有するお客さまご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。

請求の方法は当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参（または郵送）ください。

個人データの開示および利用目的の通知につきましては実費相当額（1件につき300円）をいただきます。

7. 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。

6. 7. の具体的な手続につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8. (3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

8. 質問・苦情について

当協会は、お客さまからの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9. 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住 所 〒231-8505

横浜市中区山下町22 山下町SSKビル9階

電話番号 045-662-6622

担当部署 総務部総務課

■中期事業計画（令和6年度～令和8年度）

横浜市信用保証協会は、『横浜の中小企業の「明日」を身近でサポート』をスローガンに、国や横浜市の中小企業振興施策を踏まえ、信用保証と経営支援を通じて横浜市内の中小企業・小規模事業者（以下「市内事業者」）の金融の円滑化、経営の改善発達に貢献し、市内事業者の良きパートナーとなることを目指します。

特に、コロナ禍の資金繰り支援フェーズから事業者の実情に応じた経営改善・事業再生支援フェーズへの転換期にあることを認識し、一層の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促す支援に加えて、市内事業者の経営者保証改革の促進、デジタル技術を活用した利便性の向上や既存業務の改善、関係機関との連携深化や組織力向上および働きがいのある職場環境づくりに努め、顧客満足の高い取組の実施を目指していくこととします。

以上を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3か年間にわたる業務上の基本方針について、次に掲げる事項を主要項目として取り組むとともに、年度毎に実施状況を検証しながら実効性を高めていくこととします。

1) 政策保証の活用による市内事業者への資金繰り支援

新型コロナウイルス感染症関連の保証制度等の利用により借入債務が増加し返済負担が重くなっている市内事業者に対して、借換制度の利用推進等による資金繰り支援に取り組めます。加えて、国や横浜市の中小企業振興施策に基づく政策保証を活用し、物価高・人手不足等の影響によるコスト負担の増加、多様化する社会的課題解決等の対応に直面している市内事業者のニーズや創業・事業承継といったライフステージに応じた資金繰り支援に金融機関等と連携して取り組めます。

2) 経営者保証改革の促進

経営者保証は、経営の規律付けの側面がある一方で、思い切った事業展開や円滑な事業承継や早期の事業再生を阻害する要因と言われており、経営者保証改革プログラムに基づいた経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けて、金融機関と連携して一層の浸透・定着に取り組めます。

3) 市内事業者の課題に応じた経営支援

市内事業者への訪問等を通じて抱えている課題を把握し、課題に応じた経営支援を実施します。なお、信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金を活用した経営支援を実施していくにあたっては、ローカルベンチマークの売上高増加率・営業利益率、ならびに営業キャッシュフロー、CRD区分、財務点数を定量的な効果指標とするとともに、経営支援実施先の満足度を定性的な効果指標とします。定量的な効果指標については経営支援実施先のうち改善している事業者構成比が経営支援未実施先と同構成比を上回ることを目標として取り組み、定性的な効果指標については「満足」および「やや満足」を合わせて8割以上となることを各年度の目標として取り組みます。

4) 金融機関および中小企業支援機関と連携した市内事業者支援

市内事業者の支援にあたっては金融機関との連携を図るとともに、当協会による経営支援のみならず他の中小企業支援機関との連携、橋渡しを視野に入れて個々の市内事業者に合った実効性のある経営支援を実施します。また、様々な経営課題を抱えて事業継続に支障を来しつつある市内事業者の早期の事業再生等にあたっては、中小企業活性化協議会と連携していきます。

5) 市内事業者の実情に沿った期中管理

資金繰りが厳しくなっている市内事業者の状況を金融機関と連携して早期に把握し、個々の事業者の実情に応じた迅速かつ柔軟な対応に努めるとともに、経営支援のニーズを探ったうえで必要に応じて外部専門家派遣や中小企業支援機関への橋渡しを行っていきます。

6) デジタル化の推進による利便性と生産性の向上

保証申込の電子化をはじめとしたデジタル化を加速させ、市内事業者や金融機関の利便性を向上させます。また、RPAやAI-OCR等を活用した業務の電子化による既存業務の見直し等、不断のBPR（ビジネスプロセス・リエンジニアリング）によって業務効率化を図り、生産性向上に取り組めます。

7) 公的な保証機関として信頼される組織づくりの推進

コンプライアンスとガバナンスを重視した経営の実践に努めることに加え、組織として反社会的勢力との関係を遮断するための取組の推進を図ることにより、信頼される組織づくりに取り組めます。

8) 危機管理態勢の強化

自然災害等の緊急事態に備えて危機管理態勢を強化します。

9) 組織力の向上

組織の活力の源泉は「人材」であることから、すべての職員が働きやすい職場づくりとともに人材育成に取り組めます。

10) 地域社会や市内事業者への情報発信

地域社会の一員としての当協会の様々な取組を発信するとともに、市内事業者のニーズに合わせた経営に有益な情報を迅速かつ広く周知することにより、市内事業者の経営を情報面で支援していきます。

11) SDGsおよびCSRの推進

「SDGs未来都市・横浜」の一員（Y-SDGs認証事業者 Superior）として持続可能な社会を実現するための取組を推し進めるとともに、市内事業者や地域に支えられている存在であることを認識し、当協会の社会的責任を果たすため、地域社会の貢献に繋がる活動に取り組めます。

■中期事業計画（令和3年度～令和5年度）の評価

当協会は、『横浜の中小企業の「明日」を身近でサポート』をスローガンに、中小企業・小規模事業者（以下「市内事業者」）に対し、公的機関として「信用保証」を通じて金融の円滑化を図るとともに、「経営支援」を通じて経営基盤の強化に寄与することで、市内事業者の健全な育成と地域経済の発展のために尽力してきました。

経営の透明性を一層向上させ、対外的な説明責任を適切に果たすために、経営計画を公表し、計画等の実施状況に係る自己評価を行うとともに第三者による評価を受け、その結果を公表することとしています。

令和3年度から令和5年度までの3か年の中期事業計画に対する実績評価は以下のとおりです。なお、実績評価につきましては、大学教授、弁護士、税理士により構成される「外部評価委員会」の意見・アドバイスを踏まえ、作成いたしました。

重点課題への取組状況

令和3年度から令和5年度の重点課題として掲げた項目への取組状況は、以下の通りです。

1) 政策保証の活用および金融機関との連携による資金繰り支援

国や横浜市の中小企業振興施策に基づく政策保証を活用して、市内事業者の成長・持続的発展、危機時における事業継続を資金面で支援するとともに、金融機関と連携して個別の市内事業者に関する事業状況や金融機関の支援方針などを共有することで迅速な資金繰り支援に繋がっていく。

コロナ禍で増大した債務に苦しむ市内事業者を支援するため、保証料負担が少なく金融機関による継続的な伴走支援を受けながら経営改善を図ることが特徴の「伴走支援型特別保証」を活用した借換支援を推進しました。

また、コロナ禍の影響を受ける中においても、Webを活用した相談会や業務説明会を開催することで金融機関との効率的な対話を実施しました。加えて、金融機関統括部門向けアンケートにより得られた金融機関の融資や保証申込の取組方針を金融機関訪問時の対話の一助とすることや、金融機関担当者アンケートにより得られた意見は各保証窓口にフィードバックするなど、金融機関との連携を深めつつ、資金繰り支援に努めました。

さらに、令和3年度からは土曜日開催の経営相談会を開催するとともに、令和4年度からは夜間経営相談会を開催し、市内事業者に寄り添った取組を行いました。

その他、各保証窓口が所在する地域の法人会や工業会、青色申告会などの各種業界団体を訪問し、チラシの配架を依頼することや、会合に出席して保証制度などの説明を行う周知活動に努めることで、中小企業支援機関との連携にも取り組みました。

2) 地方創生への貢献を果たすための取組

横浜経済の担い手である市内事業者の減少を食い止めるためにも、創業者および事業承継局面にある市内事業者を資金面で支援する。創業者に対しては創業期を乗り越えるための支援も行き、事業承継が課題となっている市内事業者に対しては円滑な事業承継に向けた資金面での支援を行うことで、市内事業者の成長または持続的な発展をサポートする。

横浜市中小企業融資制度の「創業おうえん資金」を利用する方向けに、横浜市による保証料助成に加え、当協会にて保証料割引をすることで、資金調達面で創業を後押ししました。

創業計画の進捗確認とあわせて、業績安定期に入るまでの経営課題を解決するため経営支援への橋渡しなどを行うことを目的に創業保証後フォローアップを実施し、創業後間もない不安定な時期を支援しました。また、創業保証後フォローアップを実施した先のうち更なる経営アドバイス希望された市内事業者については専門家によるアドバイスを実施し、創業時の悩み解決や事業を軌道に乗せるための支援を行い、創業者に対する支援に取り組みました。

金融機関訪問時に「事業承継特別保証制度」の周知を図ることに加え、令和4年度および令和5年度は設立50、60、70周年を迎え代表者が高齢の企業に対し、保証制度や事業承継支援をまとめた冊子を発送し当協会の事業承継支援の周知を図りました。

さらに、金融機関より代表者変更の報告を得た際に、保証窓口から金融機関に対し神奈川県事業承継・引継ぎ支援センターへの紹介可否を確認する取組を開始したことにより、事業承継支援ニーズのある事業者の橋渡しを実施し、円滑な事業承継の後押しに取り組みました。

3) 伴走型経営支援の実施

企業訪問を通じて市内事業者が抱える課題の共有に努めるとともに、金融機関および中小企業支援機関と連携し、ライフステージに応じた経営支援により市内事業者の経営課題の解決に向けて取り組む。経営支援にあたっては「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」を活用して外部専門家派遣などを実施し、市内事業者の持続的な経営改善・生産性向上のため、金融支援も含めて伴走型で取り組む。また、当協会の実施している経営支援の取組に関する定量的な効果検証に向けた試行・準備も行っていく。

コロナ禍で増大した債務に苦しむ市内事業者を中心に、信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金を活用し経営改善や生産性向上、事業承継支援など、当協会を利用している市内事業者のニーズに応じた経営支援メニューを提供しました。

さらに、専門家派遣による経営改善等計画策定から、経営サポート会議による金融調整までを一体的に運用することで、条件変更先の正常化や求償権消滅保証による金融正常化などを実施しました。

また、経営者が高齢の市内事業者を訪問する際には「事業承継診断チェック」を行い、事業承継の準備の必要性について説明し専門家派遣に繋げるなど、市内事業者のライフステージに応じた経営支援に取り組みました。

また、令和4年度からはプッシュ型の経営支援に注力し、保証支援をした先で経営支援のニーズがあると考えられる条件に該当する場合は経営支援の活用についてアプローチを行う取組や、経営支援のニーズがあると考えられる先に対して経営支援メニューなどを紹介するためダイレクトメールを送付し、送付後に電話や訪問によるフォローアップを行う取組を開始したことで、潜在的な経営支援ニーズが掘り起こされ、専門家派遣に繋げることができました。

さらに、経営支援の取組に関する効果検証のためのデータ収集などの準備を行い、令和6年度から令和8年度中期事業計画および令和6年度経営計画に明記する経営支援の効果指標と目標値を定め、目指すべき姿を明確にすることができました。

4) 中小企業支援機関等との連携

市内事業者の様々なライフステージにおいて直面する個別の課題を的確に捉え、課題解決のために必要なノウハウを持つ中小企業支援機関等と連携する。

令和4年度には「中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援に向けた連携協定」を神奈川県中小企業活性化協議会（以下、「協議会」）、関東経済産業局並びに県内3協会で締結しました。これにより、令和5年度には協議会による収益力改善支援先のうち、今後は保証協会での支援を実施することが望ましいと考えられる先について経営支援を実施しました。

また、令和5年度には日本政策金融公庫や横浜企業経営支援財団（以下、「IDEC」）との勉強会を開催したことにより、それぞれの支援内容を理解する機会となり、事業者の橋渡しをスムーズに行える態勢を整えることができました。

加えて、協議会が開催するバンクミーティングに参加し、金融機関などと連携して再生支援に取り組むことや、求償権消滅保証による金融正常化を図ることなど、個別企業の実情に応じた事業再生支援に取り組みました。

このように、様々な中小企業支援機関との連携により、個別企業に対する支援の厚みが出てきました。

5) 期中管理の強化

当協会を利用している市内事業者の業績悪化の兆候を金融機関と連携して早期に把握し、経営支援などのニーズを探ったうえで経営改善できるように取り組む。事業継続を断念して代位弁済が避けられない先については、迅速な資産調査と債権保全に取り組み、早期回収に繋げる。

「1ヶ月延滞先リスト」や「事故報告未着リスト」を活用し、金融機関宛てに早期の実態把握を促す通知文を毎月発送するほか、接触が必要な債務者等に対して、電話連絡や来協要請文の発送を行い、実態把握に努めました。

事故報告書受領先のうち、経営改善の可能性のある先に対して経営支援の提案を行い、専門家派遣による経営支援に繋がりました。

さらに、代位弁済が避けられない先については、必要に応じて事前求償権の行使や債務者との交渉により抵当権設定などの保全措置を行ってきました。

6) 事業継続計画の実効性の確保と危機管理態勢の強化

役職員に対し事業継続計画の周知・徹底を図るとともに、自然災害等が発生した場合においても事業継続計画に基づき実際に行動できるように訓練を実施して事業継続計画をより実効性のあるものとする。また、自然災害の発生や感染症拡大など、非常時においても業務運営に支障を来すことがないように危機管理態勢を強化する。

令和3年度および令和4年度は国や横浜市などからの情報提供に基づき、マスク着用基準や濃厚接触者の対応などについて、新型コロナウイルス感染症対応BCPの改正を行い、持続可能な業務態勢を維持しました。

また、自然災害の発生や感染症拡大など、非常時においても業務運営に支障を来すことがないように事業継続計画の周知・徹底を行うことに加え、災害対策訓練（前泊訓練、オンライン会議接続訓練、災害等対応短期保証制度取扱訓練）を実施し、自然災害時におけるマニュアルを制定し、危機管理体制の強化を行いました。

さらに、緊急連絡システムのテストや防災食料品の在庫管理などを各年度において実施することで危機管理態勢の維持に努めました。

加えて、不審者・侵入者への備えとして、令和3年度に“さすまた”を設置しました。令和4年度には部署単位ごとに全部署で動画視聴により使用方法を学んだうえで職員同士の実技訓練を実施し、令和5年度には神奈川県警察本部および加賀町警察署から講師を招いた実技訓練を実施し、不審者・侵入者への備えを強化しました。

7) 組織力の向上

市内事業者の資金調達や経営支援などの多様なニーズに応えていくため、職員一人ひとりの業務能力を高めるとともに、協会内外の知見・見識や人的ネットワーク構築の機会を広げていくことにより、視野の広い協会職員を育成していく。

また、業務の効率化・合理化などを通じてワークライフバランスと健康経営を推進し、協会全体の力を向上させていく。

当協会の人材育成に関する基本的な考え方などをまとめた「人材育成基本方針」に基づき、各種研修に計画的に参加することで職員一人ひとりの業務知識、能力の向上を図るとともに、市内事業者の多様なニーズや課題に対応する職員の専門性を高めるため、中小企業診断士、全国信用保証協会連合会主催の信用調査検定などの各種専門資格の取得を促しました。その結果、信用調査検定（最上位資格）有資格者は2名、中小企業診断士資格保有者は4名増加しました。

また、令和5年度は、IDECと職員相互出向を実施し、人材の成長・人的関係の強化を図るとともに、出向した職員からの情報を協会内に還元・共有し職員の育成に取り組めました。

さらに、多様なライフスタイルに対応できる仕組みである時差出勤制度やワークライフバランスの推進のため

のノー残業デーを実施しました。また、職員の健康を重要な経営資源と捉え、職員の「心と身体」の健康を推進する取組を継続的に実施したことで、市内事業所を対象に、健康経営の取組の状況に応じて、横浜健康経営認証委員会の審査を踏まえて市長が認証する“横浜健康経営認証クラスAAA”の認証を取得することができました。

8) コンプライアンス意識の向上

公的な保証機関として公益的使命および社会的責任を果たしていくため、コンプライアンスプログラムに基づく活動などを通じて役職員のコンプライアンス意識を高める。

全役職員が「コンプライアンス・チェックシート」によるセルフチェックを実施することや、ハラスメント研修の実施、定期的にコンプライアンス通信を配信するなど、毎年度コンプライアンスプログラムに基づいた活動を行いました。

さらに、コンプライアンスに関する内部研修の実施や、コンプライアンスに関する内容が“まんが”でわかりやすく掲載された冊子の配布、コンプライアンス・マニュアルのポイントを記載したポスターの掲示などを通じ、役職員のコンプライアンス意識を高めました。

外部相談窓口については、令和3年度にLINEを活用した相談機能を加え、令和4年度には新たなポスターの掲示による周知を図るなど、より相談しやすい環境を整えました。

9) ガバナンス態勢の充実

経営の透明性を確保していくとともに、定期的な内部監査などを通じてガバナンス態勢を充実させ、日々の業務の適切な運営・管理を確保する。

経営会議を定期的に開催することで、常勤役員が各部門の業務執行状況を把握・管理し、必要な指示などを行うとともに、議事要旨を全役職員で共有しました。

また、経営上重要な事項に関しては常勤役員会にて審議することや、横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金（実質無利子・無担保融資）に関する分析を行うことなどにより、リスク管理に努めました。

加えて、計画的な内部監査を実施し、内部監査報告に基づき事務リスク管理態勢を改善することにより、適正な業務運営に努めました。

10) 反社会的勢力排除に向けた取組の徹底

反社会的勢力に関するデータベースの充実に取り組むとともに、「信用保証協会向けの総合的な監督指針」において求められている一元的な情報管理や組織としての対応に取り組む。また、神奈川県警察本部や神奈川県弁護士会との連携等により、反社会的勢力等との関係遮断を徹底する。

全国信用保証協会連合会経由で受けた全国暴力追放運動推進センターからの反社会的勢力に係る情報を、保証協会共同システムに登録することや、新聞などの公知情報については、検索対象範囲をより広げてデータベースの充実を図ることで、反社会的勢力の情報共有システムを拡充しました。

また、令和4年度には神奈川県弁護士会民事介入暴力対策委員会の弁護士、令和5年度には神奈川県警察本部より講師を招いて役職員向けの「反社会的勢力などに対する研修」を実施し、反社会的勢力等への対応などの知識習得の機会を設けました。さらに、神奈川県警察本部並びに各支所を管轄する地元警察署、神奈川県弁護士会などと連携し反社会的勢力排除に向けた取り組みを徹底しました。

11) 基幹システムの安定運用

業務の基幹となる保証協会共同システムの安定運用に継続的に取り組むとともに、コロナ禍で顕在化した非対面かつ迅速な手続きの重要性を踏まえ、業務の電子化などを推進していく。

保証協会システムセンター株式会社主催の災害対策訓練に参加しバックアップ拠点への切り替え訓練を実施することや、最近のセキュリティ動向をテーマとした内部研修の実施、「緊急時災害対策システム用端末」の使用について実際の端末を利用したシステム障害発生時でも信用保証を提供できる態勢を確認することなどにより、基幹システムの安定的な運用に努めました。

また、信用保証書の電子化の推進に取り組み、取扱金融機関が20機関となり保証承諾件数の約9割が電子化となったことで、市内事業者や金融機関の利便性向上に寄与しました。

さらに、令和4年度からは定型業務へのRPA導入により業務効率化を図りました。令和5年度は、AI-OCRを活用し、紙媒体の申込書（依頼書）からシステムへの自動登録および、稟議書を電子保存できるよう開発を行いました。その結果、一部の部署でトライアルを実施し令和6年度以降に全支所展開することとしました。加えて、保証申込手続きの電子化については、1金融機関で導入開始となり、業務の効率化および市内事業者や金融機関の利便性向上に繋がりました。

12) 広報活動の充実

国や横浜市による政策保証を活用した市内事業者への資金繰り支援策や各種支援策などを迅速に且つ広く周知する必要があることから、ホームページやLINE等の各種媒体を活用するとともに、マスメディアにも積極的に情報を提供するなど、市内事業者に有益な情報を適時に発信して市内事業者の経営を情報面で支援していく。

ホームページやLINEを活用した広報や商工会議所などの機関誌への広告掲出など、市内事業者役に立つ情報を積極的に発信することができました。また、事業者の利便性向上を目的として、保証申込書の記入方法など保証協会利用時に役立つ動画を製作し、YouTubeを活用して公開しました。

令和4年度は新会長就任に伴うプレスリリースにも注力し、神奈川新聞・ニッキンにおける就任時の記事掲載に加え、タウンニュース「人物風土記」、および神奈川新聞「トップに聞く」での取材対応による記事掲載により、トップメッセージを広く市民に周知することができました。

さらに、事業概況広報誌のリニューアルを実施し、ご

覧いただく皆さまが見やすく親しみをもっていただける内容に一新するとともに、経営支援実施企業のインタビュー記事を掲載することで、市内事業者や関係機関に当協会の取組をより理解していただく発刊物としました。

令和5年度は商工会議所などの機関誌への広告掲出において、ターゲットを踏まえた内容のデザインとした見直しを実施することや、テクニカルショウヨコハマへの出展においては経営支援の紹介をテーマとして展示内容を一新させるなど、市内事業者にとって有益な情報を提供しました。

また、「横浜ビジネスグランプリ2024」において協賛賞の提供を再開し、受賞企業を当協会の広報誌（ハマ福通信）に掲載（令和6年5月発刊分）することで受賞企業のビジネスを広報面で支援をしました。

13) 地域社会への貢献

当協会がご利用いただいている市内事業者や地域に支えられている存在であることを改めて認識し、地域社会に貢献できる活動に様々な形で取り組む。

関係機関と連携した市内事業者支援や地域課題解決などの取組を通じて横浜市のSDGs認証制度であるY-SDGs認証を取得しました。

また、グリーンボンドなどのSDGs債を購入し、環境改善効果や社会的課題の解決等持続可能な社会の形成への貢献を進めました。

さらに、発刊物は、環境に配慮したFSC認証紙やベジタブルインキを活用して作成することによりSDGsの実現に貢献する活動を実施し、SDGsの推進に取り組みました。

CSRの推進として、全職員がサービス介助基礎検定および普通救命講習の受講を修了したことや、未利用品の寄贈や寄付に取り組んだことは、役職員にとってCSR活動の意義だけでなく、重要性を引き続き認識する機会にも繋がりました。また、地域貢献活動の一環として横浜市立大学にて出張講義を実施することや、令和4年度は、横浜市立大学みなとみらいサテライトキャンパスでの市民向け公開講座の実施、さらに、令和5年度は、横浜市経済局が所管する「小中学生等を対象とする起業家教育プログラム」に参加し、将来の経営者となりうる小中学生の起業家精神を養う機会を支援することなどを通じ、地域社会への貢献に繋がる活動を実施しました。

■経営計画（令和6年度）

1. 業務環境

(1) 横浜市の景気動向

令和5年の日本経済は新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に移行し、社会生活や経済活動が正常化してきたこともあり、持ち直しの動きがみられました。一方で、物価高等による景気回復阻害要因の影響も大きく景気回復力は力強さに欠けるものとなりました。

横浜市内においても同様の傾向にあり、インバウンド効果や飲食サービス需要の回復、横浜港における米国向け自動車輸出額回復といった好材料がある中で、物価高や人手不足を背景として市内事業者のコスト負担は増しており、企業の業績回復を阻害する要因も多く、横浜市内の景気は一進一退を繰り返しました。

先行きについては、金融政策の正常化による「金利のある世界」への転換や、不安定な海外情勢、自然災害のリスク等、依然として不透明感が強くなっています。

(2) 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

令和5年の横浜市内の倒産件数は増加傾向が顕著となっており（帝国データバンク「神奈川県企業倒産集計2023年報」）、横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金（実質無利子・無担保融資）の返済開始や公租公課の支払いが平時の対応に戻りつつある中、継続的な物価高や人手不足、後継者問題がコロナ禍で疲弊した中小企業・小規模事業者に追い打ちをかけています。また、当協会においても約定通りの返済が困難となり条件変更や代位弁済に至る先が増加していることから、中小企業・小規模事業者の業績回復は時間を要していることが窺えます。

今後も原材料価格やエネルギー費用の高止まり、慢性的な人手不足、為替変動、経済活動正常化の一巡による消費停滞等の影響が予想され、外部環境変化の影響を受けやすい中小企業・小規模事業者にとって引き続き厳しい環境となることが見込まれます。

さらに、神奈川県の後継者不在率は63.6%と初めて70%以下となった前年からさらに低下し（帝国データバンク「神奈川県後継者不在率動向調査（2023年）」）事業承継が徐々に進んできていることが窺えますが、依然として全国平均（53.9%）を上回っていることから事業承継は神奈川県内中小企業・小規模事業者の課題と言えます。

2. 業務運営方針

横浜市信用保証協会は、国や横浜市の中小企業振興施策を踏まえた政策保証を活用した資金繰り支援、ならびに経営支援にお客さま本位で取り組みます。特に、令和6年度は横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金（実質無利子・無担保融資）の返済負担が重くなっている横浜市内の中小企業・小規模事業者（以下「市内事業者」）の借換支援による金融の円滑化、金融機関や中小企業支援機関と連携した経営支援をさらに推し進めていきます。また、市内事業者の経営者保証改革の促進、デジタル技

術を活用した利便性の向上や既存業務の改善に努めていくこととします。以上を踏まえ、各部門の業務運営方針を次のとおりとしました。

(1) 保証部門

新型コロナウイルス感染症関連の保証制度等の利用により借入債務が増加し返済負担が重くなっている市内事業者に対しては、借換制度の利用促進等による資金繰り支援に取り組みます。加えて、物価高・人手不足等の影響によるコスト負担の増加や脱炭素等の社会的課題解決等の対応に直面している市内事業者のニーズや創業・事業承継といったライフステージに対応した資金繰り支援に取り組みます。

また、市内事業者の思い切った事業展開や円滑な事業承継・早期の事業再生を阻害する要因と言われている経営者保証の改革を進めていくため、金融機関と連携して経営者保証に依存しない融資慣行の浸透に取り組みます。

さらに、多様化・複雑化する市内事業者の課題を適切に把握し、寄り添った支援ができるよう、保証業務態勢の強化に取り組みます。

(2) 経営支援・期中管理部門

経営支援部門においては、市内事業者のうち課題を抱えていると思われる事業者に対してプッシュ型でアプローチし、金融機関および中小企業支援機関と連携して支援します。また、様々な経営課題を抱えて事業継続に支障を来しつつある市内事業者の早期の事業再生等にあたっては、中小企業活性化協議会との連携を強化していきます。なお、信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金を活用した経営支援を実施していくにあたっては、経営支援の効果を検証し、検証結果を踏まえて今後の方策を検討します。

期中管理部門においては、約定返済が困難な先について金融機関と連携して早期に実態を把握し、個々の実情に応じた迅速かつ柔軟な対応に努めるとともに、必要に応じて外部専門家派遣や中小企業支援機関への橋渡しを行っていきます。

(3) その他間接部門

公的な保証機関として公益的使命および社会的責任を果たしていくため、デジタル技術を活用した利便性向上や業務効率化による生産性向上をより一層推進していくとともに、自然災害をはじめとする緊急事態が起きた場合においても、事業継続計画（BCP）に基づき持続可能な業務運営に取り組みます。

また、市内事業者や関係機関から信頼される組織であり続けるため、役職員のコンプライアンスの推進、経営の透明性の確保、反社会的勢力の排除に取り組みます。加えて、ワークライフバランスと健康経営を実現した働きやすい職場づくりを推し進めるとともに、組織力の強化に向けた人材の育成に引き続き力を入れていきます。

さらに、市内事業者のニーズを常に意識し、有益な情

報をわかりやすく伝える広報活動に取り組むとともに、SDGsに資する取組を通じて地域社会の持続的発展に貢献するための様々な活動に取り組んでいきます。

3. 具体的な課題および課題解決のための方策

(1) 市内事業者のニーズや実情に応じた資金繰り支援

- ①新型コロナウイルス感染症関連の保証制度等の利用により借入債務が増加し返済負担が重くなっている市内事業者に対して、金融機関や横浜市等と連携して、借換制度等の周知および利用推進に取り組みます。
- ②物価高・人手不足等の影響によるコスト負担の増加や脱炭素等の社会的課題解決等の対応に直面している市内事業者のニーズに対応するために、金融機関や横浜市等と連携して、保証制度の周知および利用推進に取り組むとともに、ニーズに応じた保証制度の創設や改正に取り組みます。
- ③創業期や事業承継期の市内事業者への資金繰り支援に取り組むため、金融機関や横浜市等と連携して、対応した保証制度の周知および利用推進に取り組みます。

(2) 経営者保証に依存しない融資慣行の浸透

経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けて、経営者保証の解除を選択できる新たな保証制度の周知や、各金融機関との対話を通じ、連携して経営者保証不要制度の利用推進に取り組みます。

(3) 保証業務態勢の強化

- ①多様化・複雑化する市内事業者の課題に応じた資金繰り支援に対応するため、人材育成に取り組みます。
- ②市内事業者の課題把握に向けた金融機関等とのコミュニケーション機会を創出するとともに市内事業者や金融機関等の利便性向上のために、デジタル技術の活用による事務処理プロセスの見直しや保証事務の効率化に取り組みます。

(4) 市内事業者の課題に応じた経営支援の推進

- ①創業期および事業承継期にある市内事業者の現況を確認のうえ、必要に応じて外部専門家派遣等を活用して支援します。
- ②令和6年度以降に返済開始時期を迎える新型コロナウイルス感染症関連の保証制度等を利用している市内事業者の現況を確認し、必要に応じて外部専門家派遣等を活用して支援します。
- ③返済軽減または元金据置している先等、資金繰りに課題を抱えていると思われる先の現況を確認し、必要に応じて外部専門家派遣等を活用して支援します。
- ④セミナー開催等により市内事業者の事業継続または課題解決に有用な情報を発信するとともに、訪問時における経営支援事例集の配布等を通じて当協会の経営支援認知度向上に取り組みます。

(5) 金融機関・中小企業支援機関との連携深化

- ①経営支援ニーズや経営課題を把握した支援に繋げるため、金融機関との市内事業者に関する情報交換等を通じて連携深化を図ります。

- ②収益力改善支援、事業再生等に取り組むため、金融機関や中小企業支援機関との連携深化を図り、特に保証付き融資の割合が高い先等についてはメインバンクと連携して当協会から中小企業活性化協議会に橋渡しします。
- ③市内事業者に対する支援の幅を広げるため、また、経営課題解決のための実行支援に繋げるために、必要に応じて横浜企業経営支援財団、よろず支援拠点、事業承継・引継ぎ支援センター等の支援機関との連携深化を図ります。

(6) 効果的な経営支援に向けた取組

定量的な指標（ローカルベンチマークの売上高増加率・営業利益率、並びに営業キャッシュフロー、CRD区分、財務点数）については経営支援実施先と経営支援未実施先の財務内容の変化を比較し、経営支援実施先のうち改善した事業者構成比が経営支援未実施先の同構成比を上回ることを目標として取り組みます。また、経営支援実施先の満足度については「満足」および「やや満足」を合わせて8割以上となることを目標として取り組みます。これらの効果検証結果を踏まえて今後の方策を検討します。

(7) 期中管理の徹底

- ①約定返済不履行等の先について金融機関とともに実態把握と適切な期中管理を行います。また、増加する条件変更に対応するためデジタル技術を活用した事務の効率化により迅速な対応を図ります。
- ②延滞初期段階の先等期中管理を行っている市内事業者について、当協会の経営支援や支援機関への橋渡しも視野に入れた提案を行い、課題解決支援に繋がります。廃業型私的整理手続きについては適宜対応します。

(8) 利便性と生産性の向上に向けたデジタル技術の活用

- ①市内事業者や金融機関の利便性向上のため、金融機関と連携して保証申込手続きの電子化の円滑な導入に向けて取り組みます。
- ②定型業務へのRPA拡充、AI-OCR等を活用した業務の電子化や各種書類の電子保存を行うこと等、デジタル化の推進による業務の効率化を図り、生産性の向上に取り組みます。
- ③システムの保守・改善、災害対策訓練等を通じて基幹システムの安定運用に努め、確実な業務運営に繋がります。

(9) コンプライアンスの推進

- ①コンプライアンス・プログラムに基づく活動等によりコンプライアンスの推進を図ります。
- ②ハラスメント防止を含めたコンプライアンス研修やコンプライアンス情報の発信による啓発等を通じ、ハラスメントのない職場環境の整備に向けて取り組みます。

(10) ガバナンスの推進

- ①ガバナンスを推進するために、経営会議等を通じて常勤役員が各部門の業務執行状況を管理します。
- ②内部監査を通じて、適正な業務運営の推進を図ります。

(11) 反社会的勢力との関係を遮断するための取組の推進

- ①反社会的勢力に関する情報を収集するとともに、当該情報を一元的に管理したデータベースを活用して、反社会的勢力との関係を遮断するための取組の推進を図ります。
- ②神奈川県暴力追放推進センターや神奈川県企業防衛対策推進協議会等の関係機関からの情報収集に努めるとともに、神奈川県警察本部、ならびに各支所を管轄する地元警察署、神奈川県弁護士会等との連携を図ります。

(12) 持続可能な業務態勢の整備

地震や台風等の自然災害に備え、役職員に対し事業継続計画の周知・徹底を図るとともに、事業継続計画に基づき実際に行動できるように訓練を実施して、非常時においても業務運営に支障を来すことがないように危機管理態勢を強化します。

(13) 働きやすい職場づくりの推進

職員のロイヤルティやエンゲージメントを高めるため、「横浜健康経営認証クラスAAA」認証事業所として、就業環境の改善を図ること等によるワークライフバランスの推進と健康経営に取り組みます。

(14) 組織力の強化に向けた人材の育成

経営ビジョン等の着実な実行に向けて人材の育成を継続するとともに、経験豊富な職員の活躍機会の拡大と蓄積された知識・ノウハウ・経験値の伝承や優秀な人材確保に向けた取組等により、組織力の強化に繋がります。

(15) 地域社会や市内事業者等への情報発信の充実

市内事業者等のニーズを常に意識し、資金繰り支援や経営支援等の様々な取組とともに経営に有益な情報について、イメージキャラクターである「ハマ福」を積極的に活用しながら、ホームページやLINE、ハマ福通信等の各種媒体を通じて迅速かつ広くわかりやすく伝えることに努めます。

(16) SDGsおよびCSRの推進

「SDGs未来都市・横浜」の一員（Y-SDGs認証事業者 Superior）として、持続可能な社会を実現するための取組を推し進めるとともに、当協会の社会的責任を果たすため、地域社会の貢献に繋がる活動に取り組みます。

4. 事業計画

令和6年度の保証承諾等の主要業務数値（見通し）は以下のとおりです。

項目	金額	対前年度計画比
保証承諾	1,200億円	120.0%
保証債務残高	4,920億円	96.1%
代位弁済	120億円	100.0%
回収	15億円	100.0%

■経営計画（令和5年度）の評価

当協会は、中小企業・小規模事業者に対し、公的機関として「信用保証」を通じて金融の円滑化を図るとともに、「経営支援」を通じて経営基盤の強化に寄与することで、中小企業・小規模事業者の健全な育成と地域経済の発展のために尽力してきました。

経営の透明性を一層向上させ、対外的な説明責任を適切に果たすために、経営計画を公表し、計画等の実施状況に係る自己評価を行うとともに第三者による評価を受け、その結果を公表することとしています。

令和5年度の年度経営計画に対する実績評価は以下のとおりです。なお、実績評価につきましては、大学教授、弁護士、税理士により構成される「外部評価委員会」の意見・アドバイスを踏まえ、作成いたしました。

重点課題への取組状況

令和5年度の重点課題として掲げた項目への取組状況は、以下の通りです。

1) 政策保証の活用および金融機関等との連携による支援

①市内事業者の保証料負担が少ない伴走支援型特別保証制度を活用した借換支援を推進する。

コロナ禍で増大した債務に苦しむ横浜市内の中小企業・小規模事業者（以下「市内事業者」）に対して、伴走支援型特別保証制度および伴走型経営支援特別資金（以下、「伴走支援保証制度」）を活用した借換支援を図るためにチラシを作成し、区役所や図書館、横浜商工会議所、TKC神奈川会などの中小企業支援機関などに配布することや制度に関する説明を実施し、周知活動を行いました。

周知活動の効果もあり、伴走支援保証制度は2,857件（前年度比107.9%）、660億69百万円（同113.9%）と令和4年度を上回り、そのうち半数は借換を含んでいることから、借換支援を推進できたと評価しています。

令和5年度の伴走支援保証制度承諾実績

制度名	件数	前年度比	金額	前年度比
伴走型経営支援特別資金	2,718	106.9%	63,497	113.9%
伴走支援型特別保証制度	139	129.9%	2,572	112.0%
合計	2,857	107.9%	66,069	113.9%

②SDGsよこはま資金をはじめとする政策保証の推進等、個別企業の状況に即した資金繰り支援を行う。

SDGsに取り組む市内事業者の支援を目的とする「SDGsよこはま資金」をはじめとした政策保証のチラシを作成し、各保証窓口での金融機関向け業務説明会や関係機関との情報交換の機会を活用し周知を進めました。

加えて、6月には横浜商工会議所が主催する「SDGsセミナー」に参加し、「SDGsよこはま資金」の周知を行いました。

これらの周知活動の効果もあり、「SDGsよこはま資金」は令和4年度を上回る保証承諾件数および金額となるなど、市内事業者の個別の状況に即した資金繰り支援に貢献することができたと評価しています。

③金融機関との連携強化を図るため、部門別（統括部門・保証窓口）・階層別（役員・管理職・担当者）による対話や、金融機関内部研修への講師派遣等に取り組む。

四半期ごとに役員や統括部門による金融機関本部への訪問や、各保証窓口における金融機関訪問やWebを活用した相談会、業務説明会などを積極的に実施し、金融機関担当者との接点を増やすことで人的な関係性の構築を図ることができました。また、金融機関の若手職員向け研修に職員を講師として派遣し、保証協会の概要や保証審査のポイントを説明することなどにより連携強化を図りました。

さらに、新たな取組として不動産業者からの保証申込増加を受け、不動産案件に特化した申込時の審査ポイントや留意点などに関する金融機関向け勉強会を開催し、更なる利用促進を図りました。

例年同様、金融機関感謝状贈呈を実施し、市内事業者のニーズに応じた金融支援や経営支援を促進するよう努めました。

④市内事業者に対して、横浜市、中小企業支援機関、各種業界団体との連携を通じ、保証制度や経営相談会開催等についての周知活動を行う。

横浜市が開催した事業者向け説明会において、伴走支援保証制度などの保証制度の周知を図りました。また、横浜市内に4つの保証窓口がある強みを活かし、各保証窓口の地域の法人会や工業会に加え、青色申告会などの各種業界団体を訪問し、会員向けのチラシの配架依頼や会合に出席して保証制度などの周知活動に努めました。

経営相談会については周知活動の効果もあり、夜間経営相談窓口は6者からの申込のうち4者の相談を、横浜中央図書館での土曜日の経営相談窓口は16者からの申込のうち6者の相談を受け、日中や平日に時間を作りづらい市内事業者にも寄り添った対応ができました。

⑤市内事業者の多様化する課題を引き出し解決していくために、職員の経営支援やコミュニケーションに関するスキルの向上を図る。

保証窓口職員の経営支援への理解を深めることや経営者とのコミュニケーションに関するスキル向上を図るため、各保証窓口から1名（計4名）、経営支援業務を経験するトレーニー制度を実施しました。経験した職員からは、「専門家の顧客折衝スキルを学ぶことができた」、「経営支援に関する理解を深めることができた」、「経営支援業務の一連の流れを経験したことで、現状を把握して課題を抽出し、対応を検討するまでのプロセスも学ぶことができた」などの感想があり、スキルアップとともに仕事のやりがいにも繋がりました。

また、保証審査業務の経験が浅い職員を対象とした保証業務知識向上のための研修や、業種別支援の着眼点に関する研修等を通じ、職員の知識向上に努めました。

2) 新たな地域の担い手創出による地域経済の発展のための取組

①経営者保証に依存しない保証制度を推進する。

国の経営者保証改革プログラムを受け、当協会においても経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向け、専

用のチラシを新たに作成して周知活動に取り組むとともに、金融機関との情報交換や、内部においても事例を共有することなどにより目線合わせを行いました。

また、新たな取組として横浜企業経営支援財団（以下、「IDEC」）・中小企業基盤整備機構が共催する次世代後継者塾に職員を講師として派遣して制度説明を行いました。これらの取組もあり、経営者保証を取得しない保証承諾実績が増加し（前年度比359.0%）、経営者保証に依存しない保証制度の推進ができたと評価しています。

②金融機関や中小企業支援機関による創業セミナー・研修会等を通じて創業保証制度を周知することで、創業者の資金調達支援に繋げる。また、創業保証利用後のフォローアップを実施することで、事業安定までに課題を抱える市内事業者を支援する。

横浜市中小企業融資制度の「創業おうえん資金」を利用する方に対し、横浜市による保証料助成に加え、当協会にて保証料割引（0.4%）をする取組を引き続き実施し、資金調達面で創業を後押ししました。

また、創業計画の進捗確認とあわせて業績安定期に入るまでの経営課題を解決するため、経営支援への橋渡しなどを行うことを目的に創業保証後フォローアップを実施し、創業後間もない不安定な時期を支援することができたとして評価しています。また、創業保証後フォローアップを実施した先のうち更なる経営アドバイスを希望された7者については専門家によるアドバイスを実施し、創業時の悩み解決や事業を軌道に乗せるための支援ができたとして評価しています。

さらに、新たな取組として、創業者支援のノウハウが豊富な日本政策金融公庫と創業者の資金調達に関する勉強会を実施し、審査スキルの向上に繋がりました。

周知活動については、金融機関や男女共同参画センター横浜等関係機関が主催する創業セミナーに当協会職員を講師として派遣し、経営者保証が不要となるスタートアップ創出促進保証を含む創業保証制度の周知を図りました。また、横浜市立図書館8か所にて創業をテーマにした期間展示を実施し、起業に関心のある来館者向けに当協会の取組や創業保証制度を周知することができたとして評価しています。

③事業承継が円滑に進まない市内事業者に対して、金融機関と情報共有を図り事業承継を支援する。

経営者保証が不要となる事業承継特別保証制度の利用は2件に留まりましたが、金融機関に対して制度の利用要件を満たす先のリストを提供し、制度の周知を図るとともに意見交換や情報収集を行い事業承継支援に役立てました。

また、設立50、60、70周年を迎え、かつ代表者が高齢の企業に対し事業承継に関する保証制度や事業承継支援を中心とした経営支援メニューなどの案内を送付すること、さらに、横浜市立図書館での事業承継関連の保証制度を紹介する期間展示、TKC神奈川会やIDEC、中小企業基盤整備機構の会合に出席し事業承継制度・事業承継支援について説明することなどを通じ、事業承継が進まない市内事業者にも周知が図れたと評価しています。

3) 市内事業者の課題に応じた経営支援

①新型コロナウイルス感染症関連の保証制度を利用して、かつ返済開始時期を迎える市内事業者を重点支

援先としたうえで、他の経営課題を抱えていると思われる先にもプッシュ型でアプローチして課題に応じた経営支援に取り組む。

経営支援候補先の抽出条件を一新して対象範囲を拡大したことや、保証支援をした先について経営支援のニーズがあると考えられる条件に該当するかチェックリストを利用して判断する取組、新型コロナウイルス感染症関連の保証制度を利用し令和5年度中に返済開始時期を迎える市内事業者に対する返済開始月に応じた経営支援に関するダイレクトメールを送付する取組の実施などにより、経営課題を抱えていると思われる先に対して経営状況の把握や経営支援のアプローチをするための訪問数（経営支援候補先への訪問）は687者（前年度比119.7%）と令和4年度よりも増加しました。

一方で、コロナ後の経済活動回復により経営者が繁忙となり、支援を受ける時間を捻出できないことを理由とした支援見送りや、当協会から他の中小企業支援機関へ橋渡しをした企業の増加もあり、当協会主導で実施した「専門家派遣」は令和4年度よりも減少しました。

なお、経営サポート会議については、32者について当協会が主催し、市内事業者と債権者の意見交換や金融支援に向けた合意形成の場を設けることができました。

令和5年度経営支援実績

	実績	前年度比
経営支援候補先への訪問	687	119.7%
専門家派遣	310	95.1%
経営改善等提案	114	70.4%
経営改善等計画策定支援	55	119.6%
既支援先フォローアップ	141	119.5%
経営サポート会議	32	133.3%

②市内事業者の事業承継に向けた準備状況を順次確認し、必要に応じて事業承継に向けた経営者保証解除の提案、専門家や支援機関を活用した事業承継支援に取り組む。

昨今その後継者不足や新型コロナウイルス感染症の影響により地域経済への打撃が長期化し、市内事業者の廃業増加が懸念されているなか、当協会・横浜信用金庫・日本政策金融公庫（神奈川県内5支店）が連携し、相談対応や資金提供に加え、事業者同士のマッチングを行うことなどを目的として、事業承継支援に関する覚書を令和5年10月に締結しました。今後、事業承継支援に関する情報共有や事業者の橋渡し、協調支援を行い、円滑な事業承継を後押ししていきます。

また、経営支援のアプローチのために訪問した先の経営者が高齢な場合においては、事業承継準備の必要性や事業承継に向けた気づきを与えることを目的とした事業承継診断チェックを実施しました。その結果、176者のうち13者を専門家派遣に繋げることができました。

③再生フェーズにある市内事業者には、経営サポート会議の活用を促し、金融正常化をはじめとする事業再生支援に取り組む。

神奈川県中小企業活性化協議会（以下、「協議会」）などが開催するバンクミーティングに参加し、リスケなどの金融支援要請に柔軟に対応するとともに、経営サポー

ト会議を通じて経営改善サポート保証による支援を行うなど、金融正常化に向けた取組を実施しました。

また、協議会、中小企業活性化協議会全国本部、当協会経営支援部門と回収部門にて再生支援に関する意見交換を実施し、連携強化を図りました。

さらに、地元金融機関の本部を訪問し、経営改善サポート保証および保証付DDSを活用した再生手法について説明を実施し、市内事業者の事業再生において保証協会の支援も視野に入れて取り組んでもらえる態勢の整備に取り組みました。

④市内事業者の経営上の課題解決を間接的に支援するため、ビジネスセミナー開催等を行うとともに、経営支援事例集等を活用して当協会の経営支援認知度向上に取り組む。

横浜商工会議所と共催で「インボイス制度対策セミナー」を、IDECと共催で「ブランド力向上セミナー」を開催し、市内事業者の事業継続に役立つ情報を提供できたこと評価しています。

また、経営支援事例集を金融機関や市内事業者へ配布し、当協会の経営支援を周知しました。

さらに、新たな取組として、明確な経営課題を有している事業者を他の中小企業支援機関へ橋渡ししていくため、日本政策金融公庫横浜支店・横浜西口支店との勉強会、また、IDECとの勉強会、よろず支援拠点との勉強会を開催しました。その結果、互いの経営支援メニューの内容を理解することで、どのような先を橋渡しできるか、どのような先が橋渡しされるのかを理解する機会となり、橋渡しをスムーズに行える態勢を整えることができました。

⑤専門家派遣実施先の財務データ等の定量面、アンケート結果等の定性面の両面から効果検証を行い、当協会の経営支援の有意性を検証し、今後の経営支援方針等に活用する。

令和元年度より蓄積を行ってきた経営支援の取組に関するデータを利用し、経営支援の取組に関する効果検証を定量面・定性面で行い、令和6年度から令和8年度中期事業計画および令和6年度経営計画に明記する効果指標と目標値を定め、目指すべき姿を明確にすることができました。

定性的な効果検証としては、専門家派遣実施後のアンケートにおいて8割以上の支援先から「支援内容に満足している」と高評価を得ることができました。

4) 金融機関・中小企業支援機関との連携強化

①金融機関との情報交換を通じて当協会が直接的に経営支援に取り組むべき市内事業者を明確化し、優先順位を付けながら経営支援に取り組む。

経営支援候補（保証債務残高1億円以上等の条件に該当する先）として抽出したリストを金融機関に提供し、金融機関による経営支援が未実施先で、かつ「当協会から経営支援のアプローチをしてもらいたい」と考える先を確認し回答する取組（支援先リスト交換）を実施することでターゲットを絞り、主要金融機関との役割分担を明確化し、ニーズのある先に経営支援メニューを紹介することに努めました。経営支援に繋げることはできませんでした。そのため、令和6年度以降はリスト交換のあり方について金融機関と意見交換を行うこととしました。

②経営改善計画策定支援事業等を利用した市内事業者のうち、計画再策定が必要な先等に対して神奈川県中小企業活性化協議会と連携しながら支援する。

令和4年9月に協議会、関東経済産業局、神奈川県内3協会の5者連名で締結した「中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援に向けた連携協定」を踏まえ、案件共有会議を協議会と県内3協会で開催し、協議会による収益力改善支援先のうち、保証協会による支援への移行について意見交換し、当協会利用先12者について橋渡しを受け、当協会での経営支援に繋げることができました。

また、経営支援の相談があった先のうち、協議会による支援が望ましいと思われる先を協議会に橋渡しするため、協議会職員と同行訪問することとし、実際に同行訪問した7者のうち2者について協議会の支援に繋げることができました。

③経営支援の実効性を高めるため、当協会の専門家派遣が終了した市内事業者のうち改善提案事項等を具体的に実行する意欲のある先を中小企業支援機関に橋渡しして、更なる支援に繋げる。

当協会の専門家派遣が終了した先のうち、改善提案事項等の実行支援を求める先に対して、IDECや神奈川県よろず支援拠点、横浜商工会議所などの中小企業支援機関の支援を紹介する取組を開始したことで、個別事業者に対する支援の厚みが出てきていると評価しています。

紹介においては、必要に応じて専門家派遣の最終報告会に橋渡し予定先の職員に同席していただくなど、シームレスな橋渡しを実現する工夫を行いました。

5) 効率的な期中管理の取組

①分割返済不履行の先については、金融機関とともに実態把握と適切な期中管理を行う。「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に基づく私的整理の申し出にはガイドラインの趣旨を踏まえて初動対応する。

分割返済不履行先（事故報告書提出先）のうち金融機関からの連絡に反応が無い先には、実態を把握するため当協会から文書、電話、訪問によるアプローチを実施しました。接触ができた先には、現況確認を行うとともに、金融機関と今後の返済について話し合うよう促しました。その結果、1者が延滞解消、1者を条件変更に結び付けることができました。

また、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」適用申請のあった4件（廃業型2件、再生型2件）について、期中管理部門、経営支援部門および回収部門の3部門が連携し、個別案件の状況に則した対応を行いました。

②延滞初期段階の先、事故報告書を受領している先、返済軽減している先のうち必要と思われる先に経営支援を提案し、課題解決支援に繋げる。

延滞初期段階先279者（前年度実績173者）について通知文を金融機関へ送付し早期の実態把握を促したことにより、事故報告書の提出に至る前に延滞解消となった先が89者（同57者）、条件変更実行となった先が30者（同13者）の実績に繋がりました。

また、事故報告書受領先のうち、経営改善の可能性のある先を支援するため497者に対して経営支援の提案を行い、11者が専門家派遣に繋がりました。

6) デジタル化の推進と基幹システムの安定運用

①市内事業者や金融機関の利便性向上のため、保証申込手続きの電子化について、全国信用保証協会連合会の取組状況の情報収集に努めるとともに、金融機関への情報提供や協議を進めること等、円滑な導入に向けて取り組む。

保証申込手続きの電子化対応では、県内3協会合同で金融機関への情報提供や協議を進め、横浜銀行が令和6年3月18日に導入となり、利便性向上に繋げることができました。また、令和6年度は複数の金融機関での導入が見込まれていることから、順調に取り組んでいると評価しています。

信用保証書の電子化については、取扱金融機関が20機関となり、保証承諾件数の9割超まで電子化が実現し、迅速な融資実行や金融機関の利便性向上に寄与することができました。

②定型業務へのRPA拡充や各種書類の電子保存の準備を行い、デジタル技術を活用した業務の効率化に取り組む。

定型業務へのRPA導入については、複数口の条件変更稟議に対応したRPAを開発し期中管理部門の業務効率化を図ることができました。

AI-OCRの活用においては、紙媒体の申込書（依頼書）からシステムへ自動登録されるよう、また、稟議書を電子保存できるよう開発を行いました。その結果、一部の部署でのトライアルを経て令和6年度以降全支所展開することとしました。

③システムの保守・改善、災害対策訓練等を通じて基幹システムの安定運用に努め、確実な業務運営に繋げる。

情報システム災害対応マニュアルを活用し、「緊急時災害対策システム用端末」の使用について実際の端末を利用して研修を実施し、システム障害が発生した場合でも、信用保証を提供できる態勢を確認することができました。また、人事給与システムの更改を行い、経理部門の事務効率化に繋げることができました。

さらに、令和6年度に予定している業務用端末更改に向け、Windows11への更改対応も先行して開始しており、計画性を持って準備ができていると評価しています。

7) 働きやすい職場づくりの推進

「横浜健康経営認証クラスAAA」認証事業所として、さらに働きやすい職場づくりに向けて就業環境の改善等を行うとともに、ワークライフバランスの推進に取り組む。

育児休業の取得が可能な職員に対する制度説明および取得の意思確認に係るスキームを策定し、制度の理解および取得を促す環境を整備しました。その効果もあり、1名の産後パパ育児取得に繋がりました。

さらに、例年同様にノー残業デーを実施したことなどによりワークライフバランスの推進に寄与することができました。加えて、定年引上げに伴う諸制度の整備については、令和6年度開始を見据えて優先順位を整理して関係諸規程の改訂などに取り組みました。

8) 持続可能な業務態勢の強化

自然災害等の緊急事態が起きた場合や感染症の拡大等、様々な事象に備えて危機管理態勢を強化する。

緊急事態の発生に備え事務所内で宿泊ができるよう、備品や防災食料品の拡充を行うことができました。特に、実際の利用を想定して飲料水ペットボトルを小さいペットボトルに切り替えたことは、災害時の利用に即した準備が進められたものと評価しています。

さらに、令和4年度は職員のみで「さすまた」の使用方法を学ぶ研修を実施しましたが、令和5年度は神奈川県警察本部および加賀町警察署から講師を招き「さすまた」の使用方法を学び、実技訓練も実施したことで不審者・侵入者への対応の備えを強化できたと評価しています。

9) 組織力の強化に向けた人材の育成

経営ビジョン等の着実な実行に向けて人材の育成を継続し、組織力の強化に繋げる。

家業を引継ぎ、その後事業再生を経験した講師を招き「中小企業・小規模事業者に対する伴走支援の在り方と今後の方向性について」をテーマに内部研修を実施し、事業者の視点から見た伴走支援の在り方に触れる機会となり、職員のCS意識向上に繋がれたと評価しています。

また、人材の育成、人的関係の強化を図ることを目的としてIDECと職員相互出向を実施し、早期に出向者同士の意見交換の場を設けたことにより、その後の勉強会開催や個別事案の協力支援に繋げることができました。

令和4年度に中小企業診断士養成課程を経て中小企業診断士の資格を取得した若手職員を講師として、実習内容などの体験談を交えた講義を職員向けに実施するなど、自己啓発への意識づけを高める取組を毎年継続的に行った結果、1名が中小企業診断士の資格を取得しました。

10) コンプライアンスの推進

コンプライアンスプログラムに基づく活動の実施、およびコンプライアンス・マニュアル内容の浸透により、コンプライアンスの推進を図るとともに、内部研修や外部相談窓口等を通じてハラスメントのない職場環境の整備に向けて取り組む。

毎月発信するコンプライアンス通信を活用し、外部相談窓口の周知、ハラスメントやSNS発信に際する注意点などの情報提供を実施し、職員にコンプライアンス情報の周知・浸透を図りました。また、新入職員に対しコンプライアンスやガバナンスおよび外部相談窓口などに関する研修を実施してコンプライアンスの周知と浸透を図り、コンプライアンスに関する知識習得に努めました。さらに、全役職員を対象としたコンプライアンス研修を実施し、アンガーマネジメント、最近の相談事例、外部相談窓口の紹介、ハラスメントについて啓発を行いました。これらの取組により、外部相談窓口への相談が1件あり、その後適切な対応を行いました。

11) ガバナンスの推進

①ガバナンス態勢を充実させるために、経営会議や諸会議を通じて常勤役員が各部門の業務執行状況の管理と必要な指示を行うとともに、常勤役員会において重要事項の審議等を行い、適正なリスク管理に取り組む。

経営会議において、地震発生時の対応、災害マニュアルやBCPの再確認、事務ミスの防止などについて専務理事より周知を行い、ガバナンス態勢の徹底に取り組みました。また、コンプライアンス担当者会議の開催時期をコンプライアンス委員会開催前に変更し、担当者会議で現場の意見を集約・反映したうえで、委員会で審議す

る環境を整備し、コンプライアンス態勢の徹底に繋がたと評価しています。

新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類へ移行した後もWebでの経営会議を隔月で開催することにより、災害発生時などに常勤役員が業務執行状況の管理と必要な指示ができる態勢を維持することができました。

②内部監査を計画的に実施し、適正な業務運営の推進を図る。

内部監査を計画通り全部署実施し適正な業務運営の推進を図るに加え、業務改善に向けたきっかけとして監査報告書には事務の効率化に繋がる事項の意見を提言しました。

12) 反社会的勢力排除に向けた取組みの継続

①反社会的勢力に関する情報を収集するとともに、当該情報を一元的に管理したデータベースを活用して、反社会的勢力排除に向けた取組を継続する。

神奈川県警察本部より講師を招き、反社会的勢力に関する内部研修を実施し、反社会的勢力排除に向けた取組や知識を習得する機会になったと評価しています。

また、例年同様、新聞などの公知情報や全国暴力追放推進センターからの反社会的勢力に関する情報収集に努め、反社会的勢力排除に向けた取組を継続するとともに、データベースの充実を図りました。

②神奈川県暴力追放推進センターや神奈川県企業防衛対策推進協議会等の関係機関からの情報収集に努めるとともに、神奈川県警察本部、ならびに各支所を管轄する地元警察署、神奈川県弁護士会等との連携を図る。

神奈川県内信用保証協会暴力団等排除連絡協議会に出席し、神奈川県暴力追放推進センター、神奈川県警察本部、地元警察署、神奈川県弁護士会民事介入暴力対策委員会、他の信用保証協会などと情報交換をしたことにより連携強化に繋がったと評価しています。

13) 地域や市内事業者等への情報発信の充実

当協会のイメージキャラクターである「ハマ福」を積極的に活用しながら、ホームページやLINE、ハマ福通信等各種媒体を通じて、市内事業者や金融機関等関係機関にとって有益な情報をわかりやすく伝えることに努める。

ホームページやLINE、YouTubeなどのデジタルツールを活用した広報や、横浜商工会議所などの機関誌への広告掲出などの紙媒体を用いた広報を組み合わせることで、市内事業者役に立つ情報を積極的に発信しました。また、掲出内容はターゲットを踏まえた内容とデザインの見直しを実施して情報発信をすることができました。

例年実施しているテクニカルショウヨコハマへの出展については、来場者に経営支援を身近に感じていただけるよう経営支援の紹介をテーマとした展示内容に一新しました。

さらに、「横浜ビジネスグランプリ2024」において協賛賞の提供を再開し、受賞企業を当協会の広報誌（ハマ福通信）に掲載（令和6年5月発刊分）することで広報面での支援をしました。

14) SDGsおよびCSRの推進

①「SDGs未来都市・横浜」の一員（Y-SDGs認証事業者 Superior）として、持続可能な社会を実現するための

取組みを推し進める。

横浜市のサステナビリティボンド、横浜高速鉄道や神奈川県が発行するグリーンボンドを購入し、環境改善効果や社会的課題の解決等持続可能な社会の形成に向けて資金面でバックアップしました。

また、ハマ福通信、ディスクロージャー誌など紙媒体による発刊物を作成する際には、環境に配慮したFSC認証紙やベジタブルインキを使用することでSDGsの実現に貢献することができたと評価しています。さらに、新たな取組として、脱炭素の要件が組み込まれている「SDGsよこはま資金」を推進することなどにより、市内中小事業者のカーボンニュートラルを後押ししていることをカーボンニュートラル・アクションプランへ登録し、対外的に脱炭素化と持続的な成長を支援する取組をアピールすることができたと評価しています。

②当協会の社会的責任を果たすため、地域社会の貢献に繋がる活動に取り組む。

横浜市経済局が所管する「小中学生等を対象とする起業家教育プログラム」に参加し、将来の経営者となりうる小中学生の起業家精神を養う機会を支援しました。

また、横浜市立大学で350名超の学生に対し対話形式で経営支援のパネルディスカッションを行う工夫をした出張講義の実施や、防災ハット（災害ボランティアセンターの事業に活用されるもの）、使用済み切手（換金された後に、社会貢献活動に活用されるもの）の寄贈や寄付などを通じ、地域社会への貢献に繋がる活動ができたと評価しています。

■中期事業計画（令和3年度～令和5年度）の実施状況に対する外部評価委員会の意見

当協会では、経営の透明性を向上させ対外的な説明責任を適切に果たすことを目的として、外部評価委員会を設けています。

令和6年6月14日に外部評価委員会を開催し、中期事業計画（令和3年度～令和5年度）の実績および経営計画（令和5年度）の実績に対する意見を頂きました。



【保証部門】

令和3年度から令和5年度にかけては、コロナ禍で増大した債務に加え、物価高や人手不足を背景としたコスト負担増に苦しむ市内事業者を支援するため、「伴走支援型特別保証」を活用した借換による資金繰り支援を推進したことを評価します。今後は関係機関などと連携し借換後の経営支援に注力してください。

また、3年間を通じてWebを活用した相談会や業務説明会を開催して金融機関との効率的な対話に取り組んだことや、土曜日開催の経営相談会、夜間経営相談会の開催などによる市内事業者に寄り添った取組を積極的に行ったことを評価します。

さらに、創業者への支援として横浜市中小企業融資制度「創業おうえん資金」を利用する方向けに、横浜市による保証料助成に加え信用保証協会にて保証料割引をして資金調達面で創業を後押しすることや、事業承継が課題となっている市内事業者に対し、保証制度や事業承継支援をまとめた冊子を発送し、事業承継の重要性の気付き得る取組を実施するなど、横浜経済の担い手である市内事業者の減少を食い止める取組を継続したことを評価します。

【経営支援・期中管理部門】

経営支援部門においては、3年間を通じてコロナ禍で増大した債務に苦しむ市内事業者の支援を中心に、経営改善や生産性向上、事業承継支援など、市内事業者のニーズに応じた経営支援メニューを提供したこと、特に令和4年度からはプッシュ型の経営支援に注力し、市内事業者の潜在的な経営支援ニーズの掘り起こしに取り組んだことを評価します。今後は、支援を受ける事業者に響く経営支援の在り方をより一層意識してください。

期中管理部門においては、3年間を通じて金融機関に対し早期実態把握を促す通知文を発送したことや、接触が必要な債務者に対する電話連絡などにより実態把握に努めたことを評価します。今後も積極的な期中管理に努めてください。

【その他間接部門】

信用保証書の電子化や保証申込手続きの電子化対応への推進に取り組み、市内事業者や金融機関の利便性向上に寄与したこと、また、RPAの導入やAI-OCRなどのデジタル技術を活用した業務効率化を行ったことを評価します。

時差出勤制度の拡充や育児休業制度の整備、“横浜健康経営認証クラスAAA”の認証取得など、職員のワークライフバランスと健康経営を推進したことを評価します。引き続き信用保証協会全体の組織力の向上に努めてください。

【コンプライアンス体制及び運営状況】

3年間を通じて各年度のコンプライアンスプログラムに基づいた活動を実施するとともに、コンプライアンスに関する内部研修を実施したことやコンプライアンスに関する図書の配布、ポスターの掲示などを通じて役職員のコンプライアンス意識を高める取組に努めたことを評価します。

■経営計画（令和5年度）の実施状況に対する外部評価委員会の意見

【保証部門】

令和5年度は横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金（実質無利子・無担保融資）の利払い開始などにより返済負担が重くなっている市内事業者を中心に、伴走支援型特別保証制度を活用した借換支援を推進したことは評価しますが、今後、関係機関との連携により、借換支援をした市内事業者の経営支援に力を入れていくことがより一層肝心なことと思われます。一方で、新型コロナウイルス感染症関連の保証制度の元金返済に加え、利子補給期間終了による期限前完済により保証債務残高とともに利用企業者数が減少傾向にあるため、特に利用企業者の獲得に向けた取組に努めてください。

無保証人での保証承諾実績が増加していることを高く評価します。今後も経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けて取り組んでください。

事業承継が円滑に進まない市内事業者に対して、事業承継特別保証制度の利用要件を満たす先のリストを金融機関に提供し制度の周知を図ったことや、設立50・60・70周年を迎え代表者が高齢な市内事業者に対し、事業承継支援を中心とした経営支援メニューが掲載された冊子を送付するなど、先手を打って積極的な周知活動を実施していることを高く評価します。

経営支援部門へのトレーニー派遣は良い取組であると評価します。市内事業者の多様なニーズに応えるためにも、信用保証協会内の様々な業務を経験し視野を広げることは重要ですので、引き続きジョブローテーションや他部門の業務を経験する機会を設けていくことを期待します。

【経営支援・期中管理部門】

経営支援候補先検討チェックリストを活用して専門家派遣申込に繋がったことや、（公財）横浜企業経営支援財団などの中小企業支援機関への経営支援の橋渡しを実施した事例が増加していることを高く評価します。今後も信用保証協会の経営支援に加え、他の中小企業支援機関の支援メニューを理解し、それぞれの強みを活かして、市内事業者の課題解決に向けベストまたはベターと考えられる選択肢を積極的に紹介するよう努めてください。

次年度以降に向け経営支援の効果指標と目標値を定め、目指すべき姿を明確にしたことは良い取組であると評価します。引き続き市内事業者に経営支援の必要性や有効性を理解してもらうよう、周知活動に力を入れていくことを期待します。

【収支状況】

当期収支差額は、保証承諾額が計画を上回ったこと、代位弁済額が計画よりも下振れたことなどにより、計画額を上回りました。今後も適切に基金準備金や収支差額変動準備金を積み立てるなど、経営基盤の強化に努めてください。

【その他間接部門】

信用保証書の電子化が9割超まで実現していることに加え、保証申込手続きを電子化対応するなど、利便性向上に取り組んでいることを評価します。今後もデジタル技術の活用による利便性向上などに努めてください。

育児休業制度を整備したことおよび育児休業取得者に感想を確認したことを評価します。今後も確認した感想を基に育児休業制度の更なる充実に努めてください。

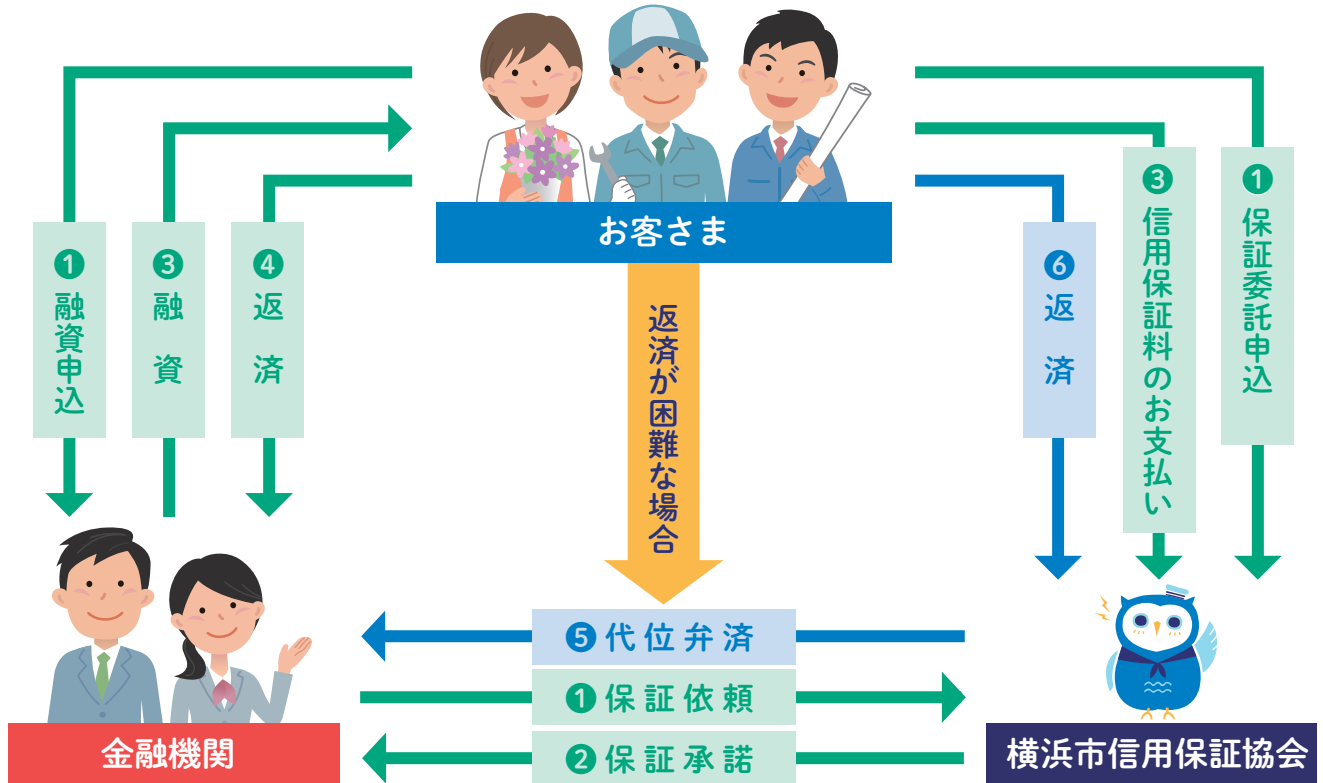
将来の経営者となりうる小学生から高校生の起業家精神を養う機会を支援したことは良い取組です。今後も地域社会への貢献に繋がる活動を期待します。

【コンプライアンス体制及び運営状況】

外部相談窓口への相談があったことは、ハラスメントの事例が分かり易く掲載された冊子の配布や外部相談窓口の周知活動などを徹底された結果であり良い事例であると評価します。

引き続き解決が必要な相談事項があった際は可能な限り早急な解決ができるよう努めてください。

(1) 信用保証制度の仕組み



①	金融機関の窓口へお申込ください。金融機関の審査後に、当協会へ申込書類が送付されます。なお、金融機関とお取引がない等のお客さまには、金融機関をご紹介いたしますので、当協会にお気軽にご相談ください。
②	当協会は審査を行い、金融機関に対して「信用保証書」を発行します。 ※審査の結果によっては、ご希望に添えない場合がございます。
③	金融機関は、「信用保証書」に基づいてお客さまに融資を行います。この際、お客さまには当協会宛に信用保証料をお支払いただきます。
④	お客さまは、融資条件に従ってご返済をしていただきます。
⑤	何らかのご事情で借入金の返済ができなくなった場合は、当協会がお客さまに代わって、金融機関に借入金を返済します。(代位弁済)
⑥	代位弁済後は、お客さまから当協会にご返済をしていただきます。

(2) ご利用いただける方

■所在地

横浜市内に、法人の場合は本店または事業所のいずれかを、個人事業者の場合は住居または事業所のいずれかを有し、事業を営んでいることが必要です。

■企業規模

原則として中小企業信用保険法に定める中小企業・小規模事業者を対象としています。
常時使用する従業員数または資本金のいずれか一方が下表に該当していればご利用いただけます。

業種	従業員数	資本金
製造業等	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下
医療法人等	300人以下	—

※製造業等には、運送業・建設業・不動産業・旅行業等も含まれます。
農林・漁業、風営法第2条第6項から10項に掲げる性風俗関連特殊営業、金融業（一部を除く）、非営利団体等、その他、公序良俗等の観点から当協会が公的機関として支援・育成していくには相応しくない事業を行っている場合も対象となりません。

特定非営利活動法人（NPO法人）は、従業員数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業・サービス業を主たる事業とする事業者については100人）以下の場合には保証の対象となります。

なお、反社会的勢力は信用保証協会の保証の対象とはなりません。

(3) 保証の内容

■1企業に対する保証の最高限度額

個人・法人：2億8,000万円（うち無担保8,000万円）
組合等：4億8,000万円

■資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金の借入にご利用いただけます。
（例）商品仕入資金、店舗の改装資金、機械設備の買替え資金等
※生活資金や住宅資金、教育資金等にはご利用いただけません。

■連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

当協会では「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨に則り対応しており、次の要件や法人と経営者との関係の分離状況等を踏まえて、経営者保証を不要として取扱う運用を行っています。

●信用保証協会における経営者保証を不要とする3つの取扱い

通称	要件
金融機関連携型	<ul style="list-style-type: none"> ●取扱金融機関がプロパー融資について経営者保証を不要とし、かつ担保による保金がない融資残高がある（もしくは同じタイミングで上記と同内容の融資を行う）。 ●「直近決算期において債務超過でないこと」かつ「直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」。 ●法人と経営者との一体性解消が図られていることを取扱金融機関が確認している。 など
財務要件型	<ul style="list-style-type: none"> ●直近決算期において一定の財務要件を満たしている。（「財務要件型無保証人保証制度」でのご利用となります）
担保充足型	<ul style="list-style-type: none"> ●法人または経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保金が図られている。

※金融機関から融資を受ける際、経営者が会社の連帯保証人になることを維持者保証といいます。

●保証料の上乗せによる経営者保証を不要とする取扱い

「信用保証協会における経営者保証を不要とする3つの取扱い」に該当しない場合であっても、保証料の上乗せという経営者保証の機能を代替する制度等の活用により、経営者保証を不要とする取扱いができます。

ご利用いただける方	
事業者選択型経営者保証非提供制度 (横断的的制度)	次の1～5すべてを満たす法人 ^(※1) 1. 過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること 2. 直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと 3. 次のいずれかを満たすこと ① 直前決算において債務超過でない ^(※2) ② 直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない ^(※3)
※保証制度を問わない取扱いであり、個別の保証制度ではありません	4. 次の①および②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること ① 保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること ② 保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと 5. 保証料率の引き上げを条件として保証人を提供しないことを希望していること
事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証 (国補助制度)	※1 法人の設立後最初の事業年度(設立事業年度)の決算が無い法人の場合、1～3は問いません 設立事業年度の次の事業年度の決算が無い法人の場合、3は問いません ※2 貸借対照表において「純資産の額≧0」となること ※3 損益計算書において「経常利益+減価償却≧0」となること

●適用される信用保証料率

- ・上記：ご利用いただける方のうち、3.①および②のいずれも満たす場合は、所定の信用保証料率に0.25%を上乗せした信用保証料率
- ・上記：ご利用いただける方のうち、3.①および②のいずれか一方のみを満たす場合または、法人の設立後2事業年度の決算が無い場合は、所定の信用保証料率に0.45%を上乗せした信用保証料率

<対象要件と信用保証料率の上乗せの整理表>

直近2期の決算期で	直近決算で 債務超過でない	債務超過である
減価償却前経常利益が連続して赤字でない	信用保証料率+0.25%	信用保証料率+0.45%
減価償却前経常利益が連続して赤字である	信用保証料率+0.45%	対象外

●お借入のあるプロパー融資の経営者保証の解除について

金融機関に対して経営者保証を提供したプロパー融資(信用保証協会の保証を付さない融資)について、一定の要件を満たすことを条件として信用保証付き融資への借換ができる、プロパー融資借換特別保証を取扱っています。

ご利用いただける方	経営者保証を提供したプロパー借入があり、1～4の全ての要件を満たす法人 1. 資産超過であること 2. EBITDA有利子負債倍率 ^(※) が15倍以内であること 3. 法人・個人の分離がなされていること 4. 返済緩和している借入金がないこと ※ EBITDA有利子負債倍率 = (借入金・社債一現預金) ÷ (営業利益+減価償却費)
-----------	--

■責任共有制度

信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業・小規模事業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行、融資後における経営支援や再生支援といった中小企業・小規模事業者に対する適切な支援を行うこと等を目的とし平成19年10月に導入されました。

原則として、すべての保証が責任共有制度の対象となりますが、一部例外的に除外される制度があります。

金融機関は「部分保証方式」または「負担金方式」のいずれかの方式を選択しています。

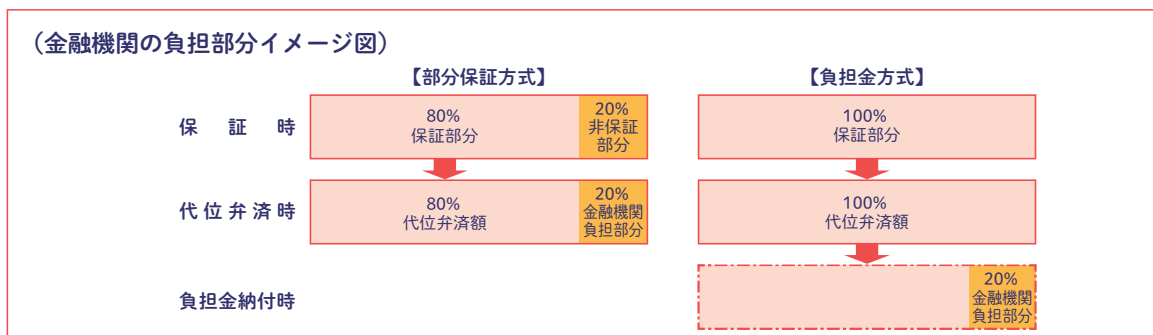
いずれの方式においても金融機関の負担割合（20%）は同等です。

【部分保証方式】

融資金額の80%を信用保証協会が保証する方式

【負担金方式】

金融機関毎の信用保証の利用実績に応じた負担金を金融機関が信用保証協会に納付する方式



【責任共有対象外となる保証制度】

- | | |
|------------------------------------|----------------------------|
| ① 経営安定関連保証(セーフティネット保証)1号～4号、6号 | ② 災害関係保証 |
| ③ 創業関連保証(再挑戦支援保証、スタートアップ創出促進保証を含む) | ④ 特別小口保険に係る保証 |
| ⑤ 事業再生保証 | ⑥ 小口零細企業保証 |
| ⑦ 中堅企業特別保証 | ⑧ 東日本大震災復興緊急保証 |
| ⑨ 危機関連保証 | ⑩ 事業再生計画実施関連保証(注1) |
| ⑪ 伴走支援型特別保証(注3) | ⑫ 事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)(注2) |

(注1) 責任共有対象外となる保証(責任共有制度導入前の保証を含む)を同額以内で借り換えた場合。

(注2) 責任共有対象外となる保証(責任共有制度導入前の保証を含む)またはセーフティネット保証5号であって、危機指定期間内(令和2年2月1日～令和3年12月31日)に貸付実行された保証を同額以内で借り換えた場合。

(注3) セーフティネット保証4号の認定書を用いて利用する場合、令和6年能登半島地震の激甚災害を受けた場合、または責任共有対象外となる保証を同額以内で借り換える場合。

(4) 信用保証料について

■信用保証料

信用保証協会の保証を受ける際には、信用保証料をお支払いいただきます。

信用保証料は、保証料率をもとに算出されます。

保証料率については、原則、お客さまの財務内容に応じて9段階の料率体系となっています。

基本となる保証料率は責任共有保証料率ですが、責任共有対象外保証制度については、責任共有対象外保証料率が適用されます。

責任共有保証料率表

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
(特殊保証)	(1.62)	(1.49)	(1.32)	(1.15)	(0.98)	(0.85)	(0.68)	(0.51)	(0.39)

*特殊保証とは、当座貸越根保証、事業者カードローン、手形割引根保証です。

責任共有対象外保証料率表

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

※セーフティネット保証や流動資産担保融資保証(ABL保証)、危機関連保証等の特別な保証は政策的に配慮された一律の保証料率が適用されます。

1. 当協会の利用率

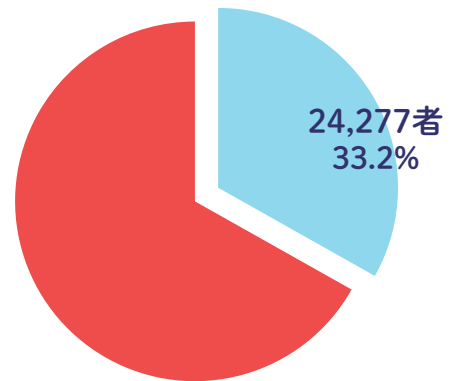
当協会をご利用いただいている中小企業のお客さま
24,277者
 (令和6年3月末時点)

横浜市内中小企業者の当協会利用率

33.2%

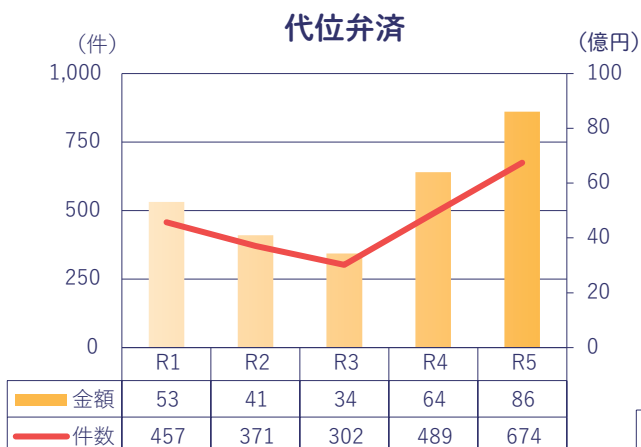
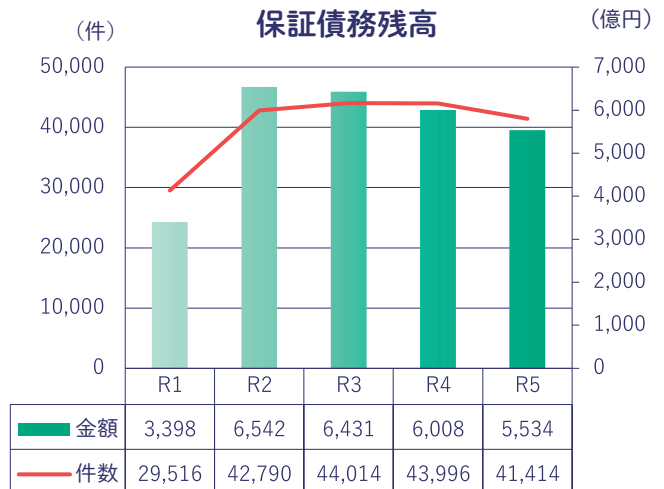
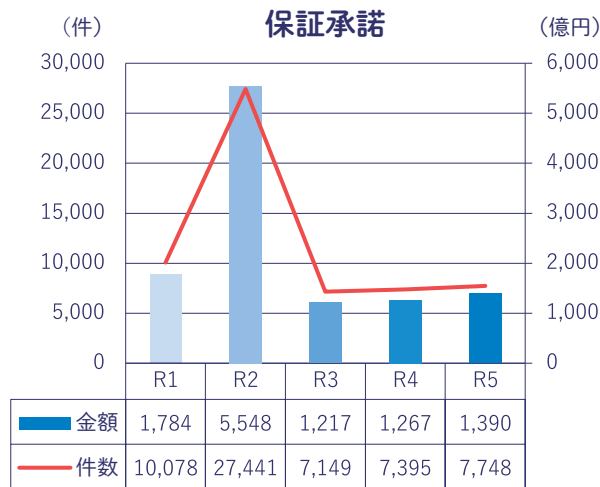
※当協会利用率 = 利用企業者数 ÷ 横浜市内の中小企業者数
 横浜市内の中小企業者数は、令和5年12月13日中小企業庁
 公表資料を参照

横浜市内の中小企業者数
 73,214者



“横浜市内の中小企業者の3者に1者ご利用いただいています。”

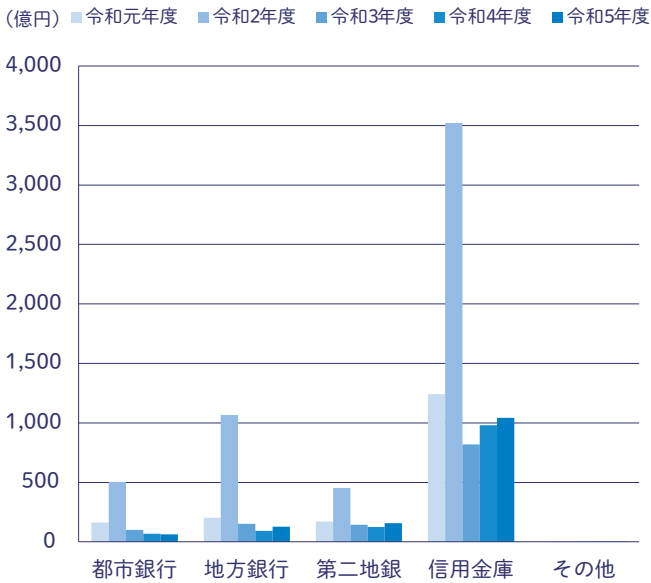
2. 保証承諾・保証債務残高・代位弁済・回収の推移



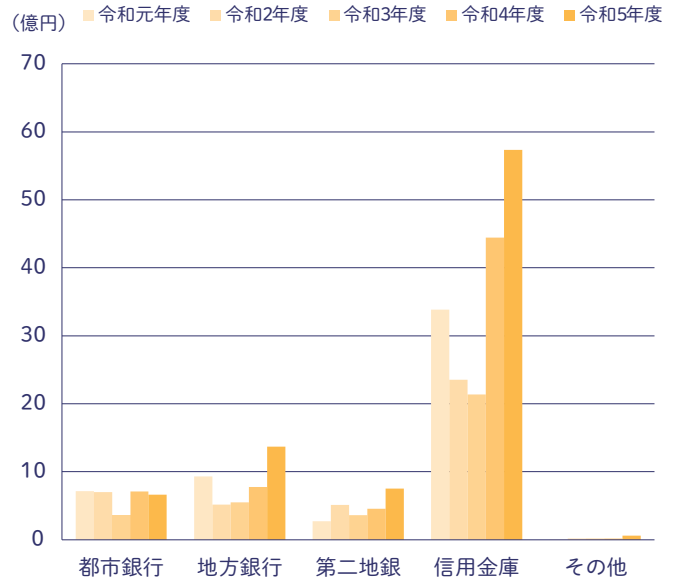
3. 保証承諾・代位弁済の推移（金融機関群・業種・行政区）

■金融機関群別

保証承諾の推移

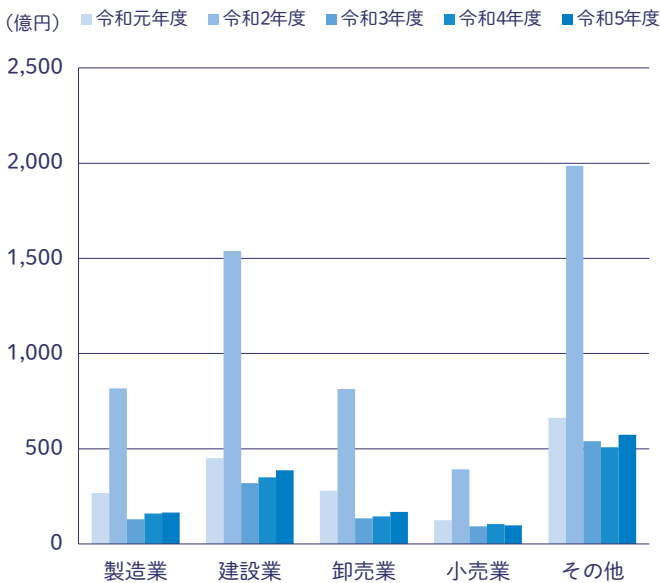


代位弁済の推移

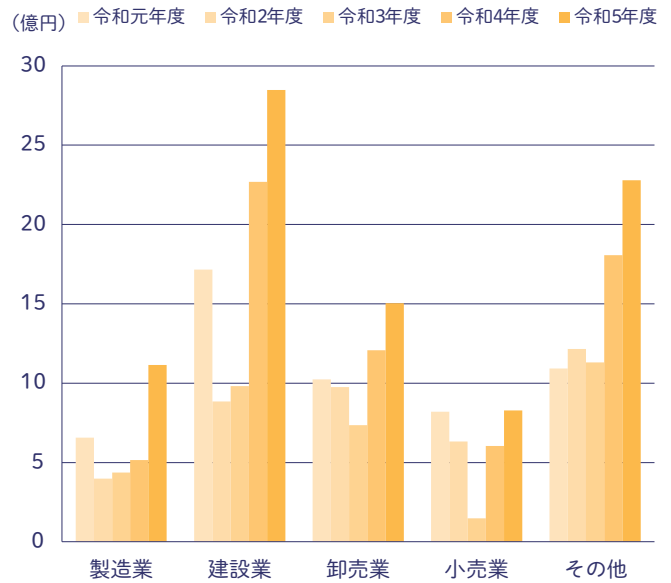


■業種別

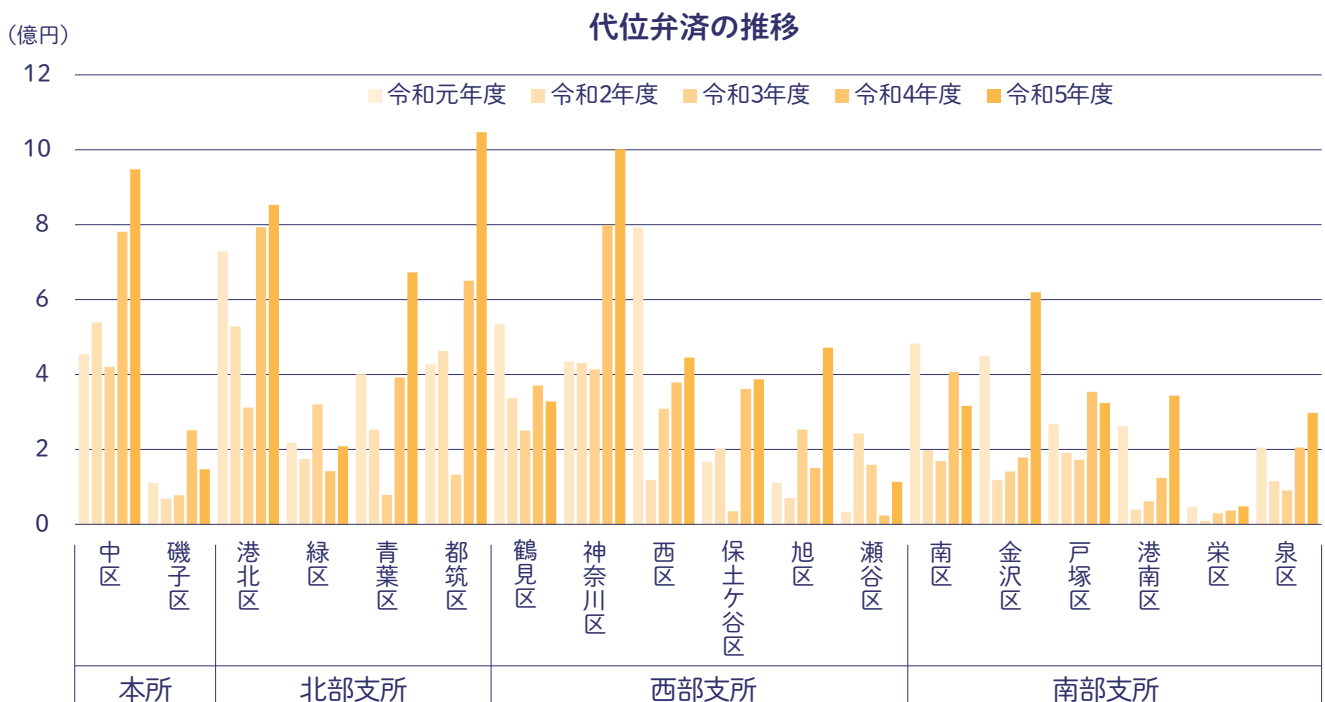
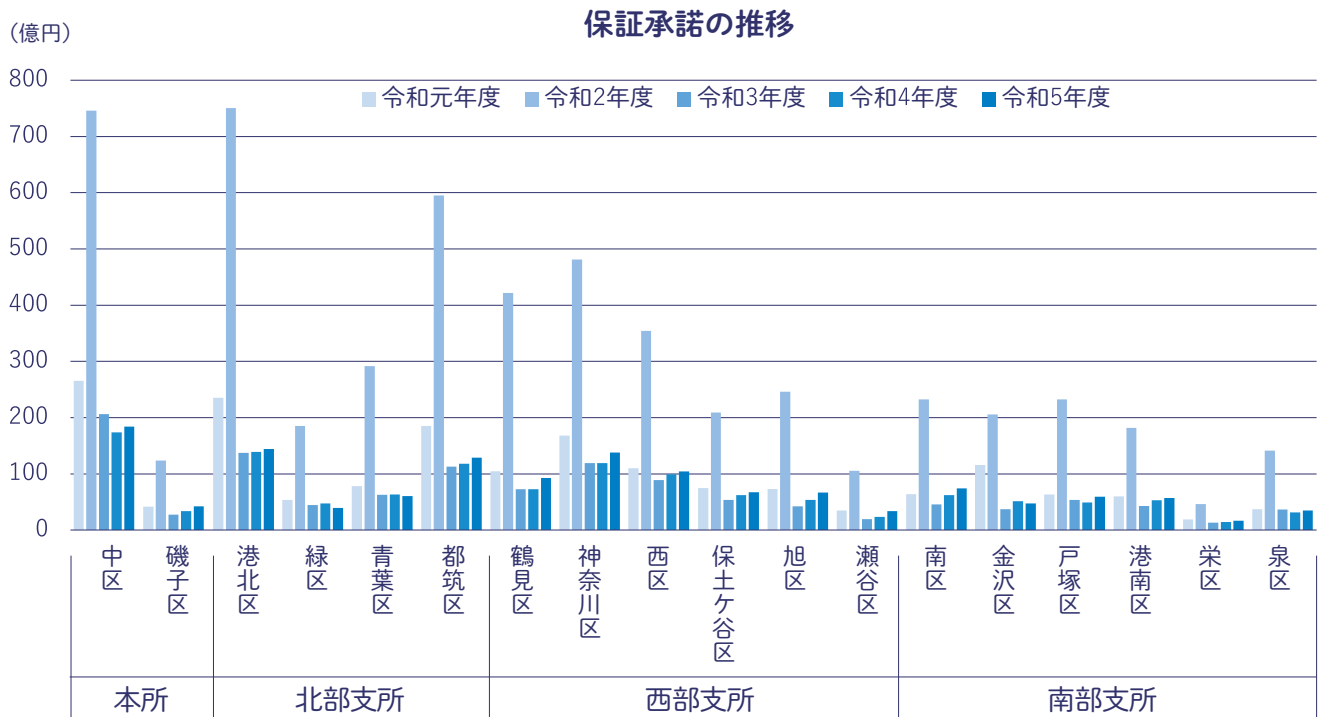
保証承諾の推移



代位弁済の推移



■行政区別



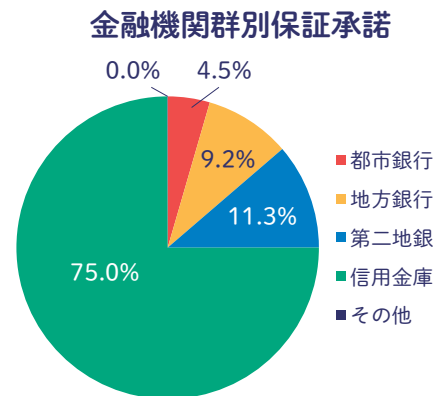
4. 令和5年度の実績

■保証承諾

令和5年度の保証承諾額は、1,390億50百万円（前年同期比109.8%）となりました。

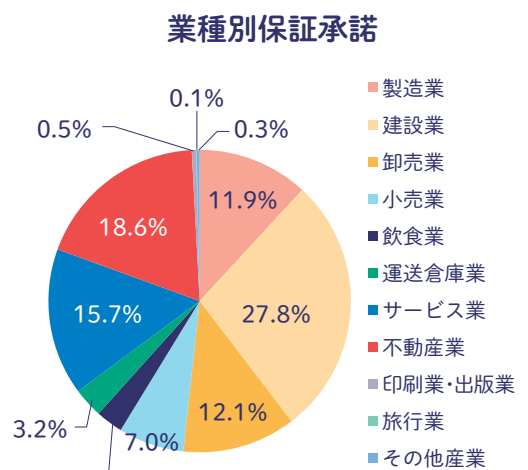
①金融機関群別保証承諾 (百万円・%)

区分	金額	前年比	構成比
都市銀行	6,189	90.8	4.5
地方銀行	12,858	137.2	9.2
第二地銀	15,647	125.4	11.3
信用金庫	104,302	106.4	75.0
その他	54	164.0	0.0
合計	139,050	109.8	100.0



②業種別保証承諾 (百万円・%)

区分	金額	前年比	構成比
製造業	16,492	103.6	11.9
建設業	38,596	110.3	27.8
卸売業	16,845	115.9	12.1
小売業	9,758	93.6	7.0
飲食業	4,044	95.4	2.9
運送倉庫業	4,420	106.1	3.2
サービス業	21,861	113.8	15.7
不動産業	25,866	116.3	18.6
印刷業・出版業	649	85.0	0.5
旅行業	84	581.4	0.1
その他産業	435	263.5	0.3
合計	139,050	109.8	100.0



③制度別保証承諾 (百万円・%)

区分	金額	前年比	構成比	
協会制度	一般保証	6,326	76.3	4.5
	全国小口	511	105.8	0.4
	当貸・カード	1,211	97.4	0.9
	よこはまアドバンテージ	15,324	96.5	11.0
	けいぞく	2,836	95.5	2.0
	事業承継特別保証	0	-	0.0
	伴走支援型特別保証	2,572	112.0	1.8
	その他協会制度	6,219	162.2	4.5
	小計	34,999	100.0	25.2
横浜市制度	振興資金	18,786	138.1	13.5
	SDGsよこはま資金	1,003	193.6	0.7
	小規模企業特別資金	9,086	119.0	6.5
	小規模安定サポート	192	118.5	0.1
	経営安定資金	6,147	179.1	4.4
	経済変動特別資金※1	530	7.8	0.4
	創業おうえん資金(創業)	4,579	131.6	3.3
	うちSSS対応分	397	-	0.3
	事業承継資金 経保不要特別	70	67.2	0.1
	伴走型経営支援特別資金	63,497	113.9	45.7
	その他市制度	161	64.2	0.1
	小計	104,051	113.5	74.8
合計	139,050	109.8	100.0	

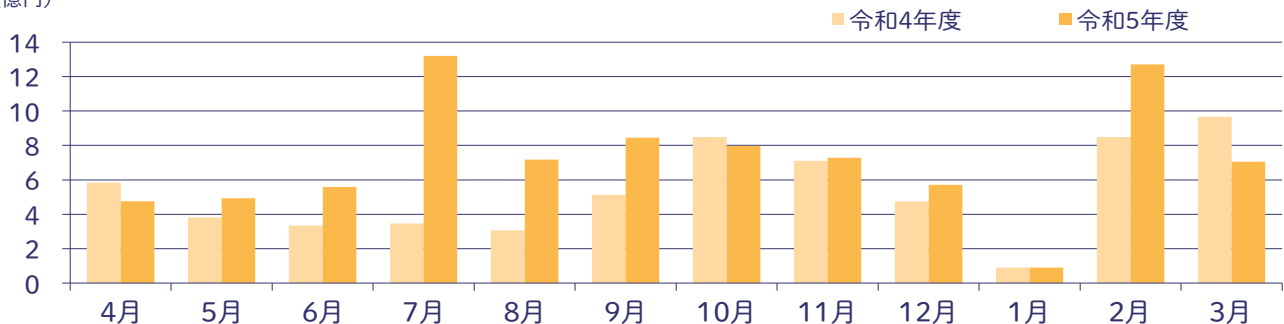


※1 前年比については、前年度の「新型コロナウイルス特別資金」と比較しています。
※数値については、単位未満を四捨五入し表示しておりますので、諸項目の合計が一致しないこともございます。

■代位弁済

令和5年度の代位弁済額は、86億円（前年同期比133.9%）となりました。

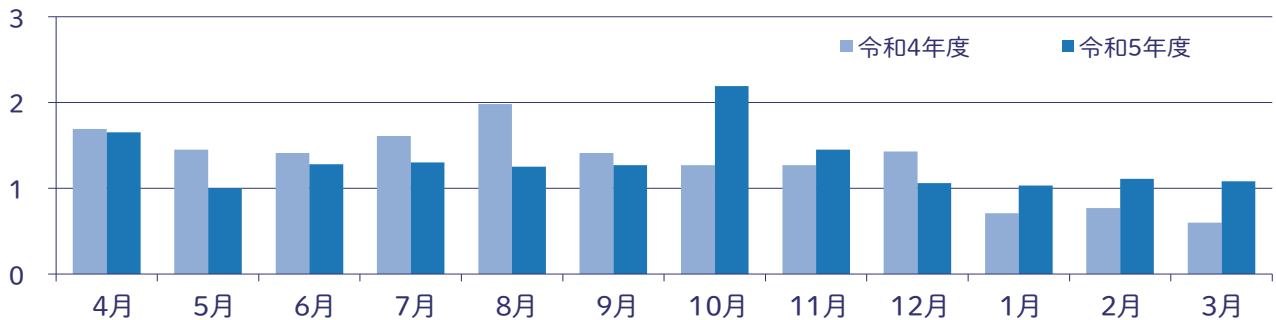
（億円）



■求償権回収

令和5年度の求償権回収額は、16億円（前年同期比100.7%）となりました。

（億円）

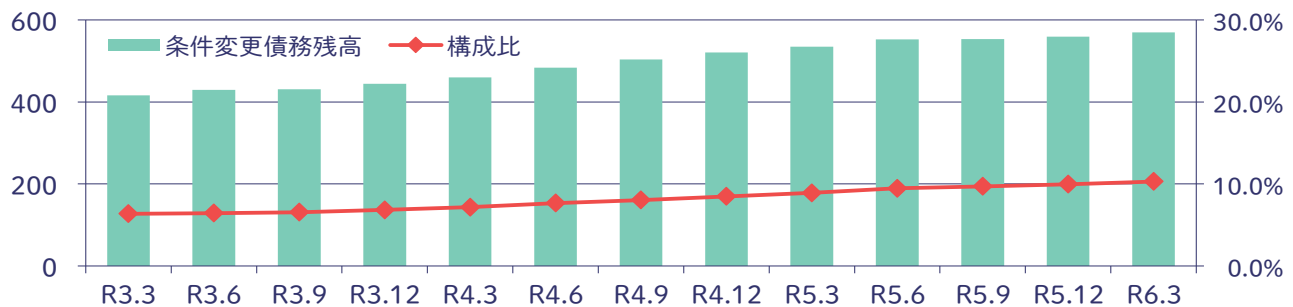


■条件変更債務残高

令和5年度の条件変更債務残高は、570億円（前年同期比35億円の増加）となりました。

保証債務残高に占める構成比は、10.3%（同1.4ポイントの増加）となりました。

（億円）



■横浜市との協約の達成状況

3年間（令和3年度から令和5年度）の協約目標に対する実績

取組	協約目標	実績*	達成率
(1) 公益的使命の達成に向けた取組			
創業者への金融支援の促進 （創業関連保証、創業等関連保証の保証承諾件数）	1,150件	1,573件	136.8%
事業承継に向けた企業面談（オンライン含む）の推進 （事業承継支援のご案内で面談した中小企業者数）	375企業	528企業	140.8%
(2) 財務に関する取組			
専門家派遣の推進	900件	910件	101.1%
(3) 人事・組織に関する取組			
全国信用保証協会連合会主催の「信用調査検定」の中の上級資格「認定経営アドバイザー」または中小企業診断士の資格保有率の更なる増加	60.0%		59.4%

※ 実績は令和3年4月～令和6年3月までの累計

中小企業・小規模事業者のニーズに応じた多様な資金需要や経営支援にきめ細かく対応できるよう、金融機関や支援機関等と連携を図りながら、様々な支援を行っています。

■創業支援

創業者を応援する取組

横浜市内経済の活性化に貢献するため、独立開業の夢を持ち、新たに事業を開始する皆さまを応援しています。

これから事業を始めたい方や、創業して間もない方におすすめの保証制度をご用意しています。

また、創業関連の保証制度をご利用いただいた方へ、創業後に生じた経営課題の解決をお手伝いするため、お借入後1年経過時を目途に再度協会職員が訪問する創業後の経営支援も実施しています。

令和5年度の実績

創業おうえん資金	610件	45億79百万円
創業関連保証	3件	22百万円

令和5年度
創業おうえん資金
これから創業される方に加え、創業後5年未満の方にもご利用いただけます！
市外で事業を開始後、市内に移転した方・個人事業開始後、法人を設立された方もご利用いただけます！！
融資額 3,500万円 以内
融資期間 10年以内
横浜市信用保証協会が保証料率を0.4%割引、横浜市が保証料の1/4を助成します。
保証料率 0.8% → 当協会の割引 ▲0.4% → 横浜市の助成 1/4 → お客さま負担 0.3%
横浜市の中小企業の「明日」を身近でサポート
横浜市信用保証協会
(令和5年4月1日現在)

スタートアップする起業家や創業者を応援する保証制度

「スタートアップ創出促進保証制度（SSS保証）」

創業から一定期間を経過していない会社等を対象に、経営者保証を不要とする創業時の保証制度「スタートアップ創出促進保証制度（SSS保証）」をご用意しております。

ご利用いただける方は次のいずれかに該当する方です。

創業を予定されている方

- ・事業を営んでいない個人で、2か月以内※に法人を設立し事業を開始する具体的な計画がある方

※ 市区町村が実施する認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業する方は、6か月以内

- ・分社化により別法人を設立して事業を開始する予定の法人

創業後5年未満の法人

- ・事業を営んでいない個人が設立した法人で、設立から5年未満である法人
- ・分社化により別法人として新たに設立した法人で、設立から5年未満である法人
- ・事業を営んでいない個人が開始した事業を法人化し、個人創業時から5年未満である法人

本制度を利用した方は、原則として法人設立から3年目と5年目に中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェック※を受け、「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」（写）を金融機関に提出していただきます。

※ 持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現させるためにはガバナンス体制の整備・強化が必要であり、中小企業活性化協議会が「経営の透明性」「法人個人の分離」「財務基盤の強化」等についてチェックを行います。

■ 経営支援・再生支援

個別企業の課題に即した経営改善、生産性向上や事業再生を支援するため、原則無料の専門家派遣や経営サポート会議、職員による訪問を実施しています。

経営支援における関係機関

経営支援は様々な機関と連携し、事業者のニーズに合った支援を行っています。



中小企業支援機関等との連携

- ・(公財)横浜企業経営支援財団 (IDEC横浜)
「小規模事業者向け無料出張相談」への橋渡しを行い、具体的な経営課題を有する小規模・零細企業の皆さまの経営支援活動に取り組んでいます。
令和5年度の橋渡し実績 6企業
- ・神奈川県事業承継・引継ぎ支援センター
後継者が不在の中小企業・小規模事業者のM&Aについてのご相談等もお受けしています。
令和5年度の事業承継・引継ぎ支援センターへの紹介実績 7企業

ファンドへの出資

地方創生等への貢献を果たすため、創業者や小規模事業者等の成長を支援する地域ファンド「かながわ中小企業支援ファンド」および新型コロナウイルス感染症の影響による経営環境の悪化を背景として、過剰債務等により経営状況が悪化している中小企業の再生を支援することを目的として「とうきょう・かながわ中小企業支援3号ファンド」に出資しています。

かながわ企業支援ネットワーク／経営サポート会議

かながわ企業支援ネットワークは、神奈川県内の金融機関、経営支援機関、国・地方公共団体等により構成され、経営改善・事業再生等のノウハウ・スキルの共有化等を行う枠組みです。

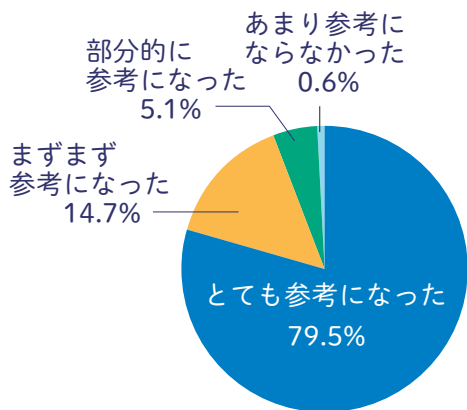
中小企業・小規模事業者、金融機関の要請に基づく経営サポート会議（バンクミーティング）も開催しています。

令和5年度の経営サポート会議開催実績 32企業

専門家派遣

中小企業診断士等の専門家を派遣して、経営改善等の提案や経営改善等の計画策定支援を行っています。また、特定課題の解決のため、専門家派遣1回でもご利用いただける「ターゲット支援」の取組も行っています。

ご利用されたお客さまの評価



令和5年度実績	計画	実績	計画比	前年度比
対象企業への訪問	800	687	85.9%	119.7%
専門家派遣	400	310	77.5%	95.1%
経営改善等提案	150	114	76.0%	70.4%
経営改善等計画策定支援	50	55	110.0%	119.6%
既支援先フォローアップ	200	141	70.5%	119.5%



専門家派遣の「特徴」や「流れ」を動画形式でわかりやすく解説しています。ぜひ一度ご覧いただき、専門家派遣の利用をご検討ください。



当協会の専門家派遣により支援を受けた方のインタビューを掲載している経営支援事例集もご紹介します。当協会が派遣する専門家の紹介も掲載しております。



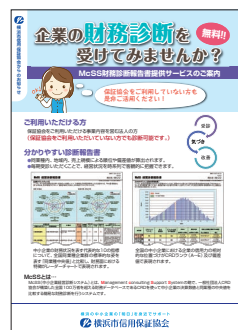
財務診断

McSS（一般社団法人CRD協会が提供する財務診断ツール）を用いて、財務面における診断報告書を「無料」でご提供しています。同業種内や地域、売上規模による順位や偏差値を算出し、各種の経営指標を同業種平均値と比較することができます。

財務診断報告書は当協会ホームページからもお申込みいただけます。



WEB受付フォーム



■事業承継支援

協会職員が個別企業を訪問して事業承継の準備状況を確認（事業承継診断チェック）させていただき、必要に応じて専門家派遣による事業承継に向けたご支援や、関係機関との連携によりご支援しています。

また、事業承継専用の保証制度もご用意し、事業承継を資金面でもご支援しています。

令和5年度の実績

事業承継診断チェック	176企業
事業承継資金	6件 2億31百万円



■関係機関との連携

金融機関との連携

金融機関との対話を通じた連携に注力するとともに、保証付き融資とプロパー融資を柔軟に組み合わせる取組や、伴走支援型の保証制度により、中小企業・小規模事業者の事業の発展を支援しています。

○金融機関訪問

金融機関の皆さまに信用保証協会の現状や取組等をご説明し、信用保証制度を適切にご利用いただくため、金融機関を訪問しています。

令和5年度の保証審査担当者による金融機関訪問実績 延べ416店舗

○金融機関との協調融資制度

金融機関と協調した融資制度「よこはまティアアップ保証」を活用した資金繰り支援をしています。

令和5年度の協調融資制度の承諾実績 74件 23億70百万円

○伴走支援型の保証制度

「伴走型経営支援特別資金」および「伴走支援型特別保証」を活用し、金融機関による継続的な伴走支援を受けながら経営改善を図る中小企業・小規模事業者を支援しています。

令和5年度の伴走支援型保証制度の承諾実績 2,857件 660億69百万円

横浜市との連携

取扱金融機関に融資原資の一部を預け入れることにより、長期・固定で低利の横浜市中小企業融資を実現しています。一部資金では、信用保証料の一部を助成することで、借入時の中小企業・小規模事業者の負担軽減を図っています。

令和5年度の横浜市中小企業融資の実績 6,292件 1,040億51百万円

支援機関との連携

支援機関とビジネスセミナーを開催し、中小企業・小規模事業者の経営上の課題解決を支援しています。

○インボイス対策セミナー（横浜商工会議所との共催）

令和5年10月1日から導入された消費税インボイス制度の直前対策セミナーを実施しました。

○ブランド力向上セミナー（IDEC横浜との共催）

コロナ禍を経て、自社の商品・サービスを見直し、売上を伸ばしたいという市内中小企業・小規模事業者へ向けて、ブランド力の高め方について解説したセミナーを実施しました。



当協会のことを知っていただき、身近な存在として捉えていただくため、広報活動に積極的に取り組んでいます。

■ホームページ

最新の情報を紹介しています。

当協会の概要、信用保証制度の仕組み、保証制度のご案内等を掲載しています。

当協会ホームページは
こちら



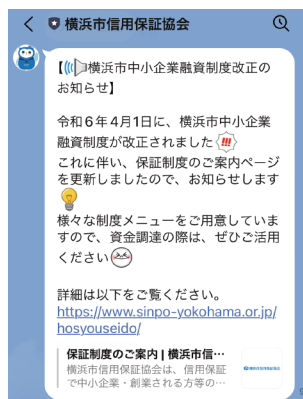
■SNS

LINEおよびInstagramを活用して、保証制度の創設や保証協会の最新の取組、国や横浜市等による補助金のご案内、セミナー開催のお知らせなどを発信しています。

LINEの友だち登録は
こちら



Instagramのフォローは
こちら



■広報物

信用保証のご案内、経営支援事業の取組（お客さまの体験談）等を発行しています。

広報物のご案内ページは
こちら



■YouTube

YouTube公式チャンネルでは、中小企業・小規模事業者の皆さまや関係機関の皆さまにとって有益となる情報を投稿しています。

YouTube 公式チャンネルは
こちら



1. 横浜市中小企業融資制度

中小企業・小規模事業者の皆さまが事業を行っていく上で必要な運転資金や設備資金を円滑に調達できるよう、横浜市が当協会および取扱金融機関と連携して行っている融資制度です。

制度名	融資額	保証期間	融資利率（年）	信用保証料率（年）
SDGsよこはま資金	2億8,000万円以内 (組合は4億8,000万円以内)	運転資金 7年以内 設備資金 15・20年以内	●固定金利 1年以内 0.9%以内 3年以内 1.2%以内 5年以内 1.4%以内 10年以内 1.6%以内 15年以内 1.8%以内 20年以内 2.0%以内	0.20～1.65% (融資額5,000万円を上限に横浜市が0.25%助成)
公的事業 タイアップ型資金	2億8,000万円以内 (組合は4億8,000万円以内)	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内	●固定金利 1年以内 0.9%以内 3年以内 1.2%以内 5年以内 1.4%以内 10年以内 1.6%以内 15年以内 1.8%以内	0.35～1.80% (融資額5,000万円を上限に横浜市が0.1%助成)
創業おうえん資金	3,500万円以内	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内	●固定金利 1.9%以内	0.30% (当協会が0.4%割引+横浜市が0.1%助成)
スタートアップ おうえん資金	3,500万円以内	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内	●固定金利 1.5%以内	保証料ゼロ (全額助成)
小規模企業資金繰り 安定サポート資金	2,000万円以内 (ただし、直近決算における 平均月商の2倍以内)	運転資金 1年以内	取扱金融機関の 所定利率	0.35～1.80% (当協会が0.1%割引)
経営安定資金	2億8,000万円以内 (組合は4億8,000万円以内)	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内	●固定金利 1.7%以内	0.45～1.90%
事業承継資金	2億8,000万円以内	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内	取扱金融機関の 所定利率	0.20～1.65% (融資額5,000万円を上限に横浜市が0.25%助成)
事業承継資金 (経営者保証不要)	2億8,000万円以内	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内	取扱金融機関の 所定利率	【専門家による確認を受けた場合】 0.00～0.90% 【専門家による確認を受けていない場合】 0.20～1.65% (いずれも融資額5,000万円を上限に横浜市が0.25%助成)

制度名	融資額	保証期間	融資利率（年）	信用保証料率（年）
振興資金	2億8,000万円以内 (組合は4億8,000万円以内)	運転資金 7年以内 設備資金 20年以内	<ul style="list-style-type: none"> ●固定金利 <ul style="list-style-type: none"> 1年以内 1.5%以内 3年以内 2.0%以内 5年以内 2.2%以内 7年以内 2.3%以内 15年以内 2.5%以内 20年以内 2.6%以内 ●変動金利 <ul style="list-style-type: none"> 短期プライムレート + 0.7%以内 	0.45～1.90% 脱炭素割を適用した方は 融資額2,000万円を上限に 横浜市が0.4%助成
小規模企業特別資金	2,000万円以内	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内	<ul style="list-style-type: none"> ●固定金利 <ul style="list-style-type: none"> 1年以内 1.2%以内 3年以内 1.6%以内 5年以内 1.8%以内 10年以内 1.9%以内 15年以内 2.0%以内 ●変動金利 <ul style="list-style-type: none"> 短期プライムレート + 0.4%以内 	0.40～2.10% (横浜市が0.1%助成) 脱炭素割を適用した方は 上記に加えて さらに0.4%助成 (合計0.5%助成) スタートアップ割を適用 した方は上記に加えて さらに0.5%助成 (合計0.6%助成)
脱炭素よこはま資金	2億8,000万円以内 (組合は4億8,000万円以内)	運転資金 7年以内 設備資金 20年以内	<ul style="list-style-type: none"> ●固定金利 <ul style="list-style-type: none"> 1年以内 0.9%以内 3年以内 1.2%以内 5年以内 1.4%以内 10年以内 1.6%以内 15年以内 1.8%以内 20年以内 2.0%以内 	0.00～1.40% (融資額5,000万円を上限 に横浜市が0.5%助成)
脱炭素よこはま資金 ミニ	5,000万円以内	設備資金 20年以内	<ul style="list-style-type: none"> ●固定金利 <ul style="list-style-type: none"> 1年以内 1.2%以内 3年以内 1.4%以内 5年以内 1.6%以内 10年以内 1.8%以内 15年以内 2.0%以内 20年以内 2.2%以内 	0.00～1.40% (横浜市が0.5%助成)

2. 当協会独自制度

当協会が独自に創設した保証制度です。保証料割引を行っている制度もございます。

制度名	融資額	保証期間	融資利率（年）	信用保証料率（年）
短期継続保証 (けいぞく)	100万円以上 2,000万円以内 (ただし、 直近決算(確定申告)の 平均月商の2倍以内)	1年以内	取扱金融機関の 所定利率	0.35～1.80% (当協会が0.1%割引)
よこはま アドバンテージ保証	2億8,000万円以内	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内 (ただし、設備資金で不動産担保 の提供がある場合は15年以内)	取扱金融機関の 所定利率	0.35～1.05% (当協会が0.1%割引)

■横浜信用金庫・日本政策金融公庫（県内5支店）と事業承継支援に関する覚書を締結しました

令和5年10月2日に、横浜信用金庫・日本政策金融公庫（神奈川県内5支店）・当協会の3者で、「事業承継支援に関する覚書」を締結し、連携スキームを構築しました。

国の推計によると、2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者の数は約245万人となり、そのうちの約半数である127万人は後継者が未定となっています。このような背景から、事業承継支援に関する覚書を締結するに至りました。

今後は、事業承継に関する融資相談の対応、情報提供および事業譲渡先と事業譲受先とのマッチングを促進していきます。

3機関で本スキームを積極的に活用し、中小企業・小規模事業者の事業承継問題の解決に貢献できるよう、取り組んでいきます。



■ガーナ企業庁からの視察を受け入れました

ガーナ企業庁（GEA）と国際協力機構（JICA）が実施する技術協力プロジェクト「カイゼンを用いた企業振興プロジェクト」の一環として、ガーナ企業庁の職員による視察を受け入れました。

当日は、日本の信用保証の仕組みや当協会の特徴、経営支援の実績などを説明しました。

ガーナ企業庁の職員の皆様には、日本の信用保証の仕組みに大変興味を示していただきました。通訳を介しながらの説明となりましたが、多数の質問をいただくなど、議論は非常に盛り上がりました。



■ペットボトルキャップをリサイクルした新素材でクリアファイルを作成しました

中小企業・小規模事業者の皆さまへのSDGsの啓発とともに、当協会としてのSDGsの取組をPRすることを目的として、ペットボトルキャップをリサイクルした新素材「エコミクスPP」を使用したクリアファイルを作成しました。

「エコミクスPP」は、回収されたペットボトルキャップを使用した再生材を25%以上含む、環境に配慮した新素材です。

横浜をイメージしたデザインを基調として、イメージキャラクターの「ハマ福」を全面にあしらったデザインに仕上げました。



■テクニカルショウヨコハマ2024に出展しました

令和6年2月7日から9日にかけてパシフィコ横浜で開催された、テクニカルショウヨコハマ2024に出展しました。テクニカルショウヨコハマは、首都圏最大級の工業技術・製品の総合見本市です。

当協会が出展するのは今回で15回目となりましたが、「当協会による経営支援の認知度向上」をテーマに、ブースを囲う3面にインタビュー記事を飾るなどして、展示ブースを大胆にリニューアルしました。

来場者の方々からは、「どのような経営支援を行っているのか」などの質問をいただき、当協会の経営支援業務に興味を示していただくことができました。



SDGsの達成を通じて持続可能な社会の実現が求められる昨今、当協会はSDGs（持続可能な開発目標）の趣旨に賛同し、達成に貢献するため、様々な課題の解決に向けた取組を積極的に推進しています。

令和5年度のSDGsに関する取組状況は、以下の通りです。

信用保証や経営支援を通じた中小企業支援の推進

- ・国および横浜市が行う伴走支援型保証制度やSDGsよこはま資金をはじめとする政策保証の推進、個別企業の状況に即した資金調達を支援
- ・経営課題の解決に向けたビジネスセミナーを中小企業支援機関と協力して開催
- ・経営者保証に依存しない保証制度の推進
- ・創業や事業承継への理解を深めるため、横浜市立図書館で関連図書の展示や保証協会による支援内容を紹介



経 済

SDGsに関



- ・横浜市が行う小中学生を対象とした起業家育成プログラムへ参加
- ・防災グッズなどの未利用品や使用済み切手の寄付
- ・学生に対する業務理解を促すため、1day仕事体験を実施
- ・横浜ビジネスグランプリ、はまっ子未来カンパニープロジェクト、こどもエコ活事業などへの協賛

社 会

地域社会への貢献につながる活動の推進

「SDGs未来都市・横浜」の一員（Y-SDGs 認証事業者 Superior）として、持続可能な社会を実現するための取組を推進

環境

- ・環境に配慮した FSC 認証紙やベジタブルインキを活用して印刷物を作成
- ・サステナビリティボンドやグリーンボンドへの投資
- ・SDGsの更なる推進や親しみやすい雰囲気づくり、働きやすい職場づくりにつなげることを目的に通年ノーネクタイを実施
- ・環境への配慮を意識したノベルティグッズの作成



する取組

多様性

- ・職員のキャリアに応じた研修や通信教育による、能力開発やスキル向上
- ・育休取得後の円滑な職場復帰を目的として、職場復帰支援プログラムを制定
- ・時差出勤により、働き方のダイバーシティを推進
- ・休暇取得の推進やノー残業デーの設定により、ワークライフバランスを推進



健康経営（横浜健康経営認証クラス AAA 認定事業所）やダイバーシティの推進

当協会では、信用保証業務や経営支援業務に留まらず、社会貢献活動にも積極的に取り組んでいます。

■横浜市立大学で出張講義を行いました



横浜市立大学「総合講義（国際マネジメント）（小泉大輔准教授）」で、出張講義を実施しました。

同大学での出張講義は、令和元年度に開始し今回で5回目となりました。

講義では、中小企業・小規模事業者の資金調達の実態と信用保証協会の役割などを解説するとともに、経営支援に携わる職員とのパネルディスカッションを通じて、現場のリアルな声を伝えました。

講義後に実施したアンケートでは、80%以上の学生に当協会へ興味を持っていただくことができました。また、受講した学生からは、「日本経済のさらなる発展のためには、中小企業をサポートする信用保証は必要な存在であると実感した。」などの感想をいただきました。



■横浜ビジネスグランプリで「ハマ福賞」を授与しました



当協会では、公益財団法人 横浜企業経営支援財団が主催する、横浜ビジネスグランプリに協賛しています。

横浜ビジネスグランプリとは、新たな価値を創造するような製品・サービスの提供を目指す起業家やスタートアップを発掘するため、横浜の起業や新規事業展開に挑戦するビジネスプランを全国から募集し、審査するビジネスプランコンテストです。

令和6年2月2日に行われたファイナルでは、10名のファイナリストが自社の製品やサービスについてプレゼンテーションを行いました。

当協会が発行する「ハマ福★通信」へインタビュー記事を掲載させていただくことによって、受賞企業の広報活動を応援したく、新たに創設した「ハマ福賞」を商店街等の小規模店舗を活性化させる経営改善支援を行う企業へ授与しました。



■「はまっ子未来カンパニープロジェクト」へ協賛しました



当協会では、平成28年度より、横浜市が自づくり教育の一環として実施している「はまっ子未来カンパニープロジェクト」に協賛しています。

「はまっ子未来カンパニープロジェクト」は、横浜市教育委員会が中心となり、横浜の子どもたちが地域や社会の課題と向き合い、学校と企業・地域・外部機関が連携して解決に向けて取り組むことで、地域貢献意識等を育むことを目的として実施されています。

日頃の学習成果を発表する学習発表会は当協会も観覧させていただきました。スポーツを通じて自分たちが暮らす地域を盛り上げる取組や、味噌に対する疑問を通じて日本食への関心を深めるなど、様々な学習の成果発表が行われました。



■横浜市会社経営体験プログラムに参加しました



横浜市では、横浜市経済局と横浜市教育委員会が連携して、小中学生等を対象とした「会社経営体験プログラム」を実施しています。

このプログラムは、早期から社会課題やビジネスに目を向ける意識を醸成することを目的として、グループに分かれて一つの会社を作り、起業から決算までの流れを数か月に渡って体験します。

一連のプログラムの中で、当協会は金融機関役として参加し、各会社が必要な資金の融資を受けるための事業計画の審査と融資可否の判断、決算後の振り返りに対するアドバイスを担当させていただきました。

決算では、商品が思うように売れず赤字となる会社が多数あった一方で、計画に近い販売を達成して利益を計上することができた会社もありました。

プログラムの実施後に行われた成果発表会では、ビジネスにおいて大切なことや、グループで一つのことを成し遂げる大切さや喜びなど、学生たちは多くのことを学ぶことができた様子でした。



■貸借対照表

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	95,718	基本財産	29,194,560,836
現金	95,718	基金	9,844,209,500
小切手	0	基金準備金	19,350,351,336
預け金	8,664,038,043	制度改革促進基金	0
当座預金	0	収支差額変動準備金	11,044,098,420
普通預金	1,061,548,971	その他有価証券評価差額金	313,777,869
通知預金	3,000,000,000	責任準備金	3,759,283,808
定期預金	4,600,000,000	求償権償却準備金	1,989,521,624
郵便貯金	2,489,072	退職給与引当金	522,183,385
金銭信託	0	損失補償金	0
有価証券	49,453,710,795	保証債務	553,419,008,199
国債	0	求償権補填金	0
地方債	24,200,000,000	保険金	0
社債	24,900,000,000	損失補償補填金	0
株式	349,195,469	借入金	0
受益証券	0	長期借入金	0
新株予約権	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
ファンド出資	4,515,326	短期借入金	0
譲渡性預金	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
その他	0	収支差額変動準備金造成資金	0
動産・不動産	185,563,615	雑勘定	17,250,251,184
事業用不動産	92,245,171	仮受金	215,736,896
事業用動産	93,318,444	保険納付金	76,998,419
所有動産・不動産	0	損失補償納付金	17,838,553
建設仮勘定	0	未経過保証料	16,897,876,886
損失補償金見返	0	未払保険料	2,076,740
保証債務見返	553,419,008,199	未払費用	39,723,690
求償権	4,497,419,659	有価証券未払金	0
譲受債権	0		
雑勘定	1,272,849,296		
仮払金	29,591,441		
保証金	0		
厚生基金	118,877,302		
連合会勘定	0		
未収利息	54,259,945		
有価証券未収入金	0		
未経過保険料	1,070,120,608		
合 計	617,492,685,325	合 計	617,492,685,325

■貸借対照表の用語解説

	借方	貸方	
	現金 預け金		
		基本財産	株式会社の資本金に相当します。 出えん金と金融機関等負担金からなる「基金」と過去の収支差額の累計の「基金準備金」により構成されています。
地方債や社債等を保有し運用しています。	有価証券		
		収支差額変動準備金	収支差額に欠損が生じた場合や急激な保証の増大等により基本財産の増強が必要となった場合に備え収支差額の一部を積み立てています。
		責任準備金	
		求償権償却準備金	
		退職給与引当金	
代位弁済累計額から既受領保険金等相当額を控除した額です。	求償権	未経過保証料	受入保証料のうち翌年度以降に帰属する部分を計上しています。
当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち翌年度以降に帰属する部分を計上しています。	未経過保険料	未払保険料	
	その他	その他	

※保証債務見返（資産）と保証債務（負債）は同額のため、この表から除いてあります。

■ 収支計算書

(単位：円)

支出の部		収入の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常支出	4,058,177,181	経常収入	6,443,121,000
業務費	1,531,621,548	保証料	5,854,489,113
役職員給与	687,066,464	預け金利息	11,375,429
退職給与引当金繰入	37,821,469	有価証券利息配当金	227,634,453
其他人件費	137,619,544	調査料	0
旅費	1,360,526	延滞保証料	0
事務費	367,611,708	損害金	59,100,971
賃借料	152,266,712	事務補助金	28,750,997
動産・不動産償却	48,490,729	責任共有負担金	240,441,000
信用調査費	9,968,754	雑収入	21,329,037
債権管理費	56,481,633		
指導普及費	17,770,109		
負担金	15,163,900		
借入金利息	0		
信用保険料	2,525,154,111		
責任共有負担金納付金	0		
雑支出	1,401,522		
経常収支差額	2,384,943,819		
経常外支出	13,440,893,829	経常外収入	13,251,173,671
求償権償却	7,679,391,071	償却求償権回収金	119,566,078
譲受債権償却	0	責任準備金戻入	3,918,720,356
雑勘定償却	4,268,580	求償権償却準備金戻入	1,968,305,662
有価証券評価損	0	求償権補填金戻入	7,244,581,575
有価証券売却損	0	保険金	6,672,943,953
退職金	8,168,583	損失補償補填金	571,637,622
責任準備金繰入	3,759,283,808	有価証券評価益	0
求償権償却準備金繰入	1,989,521,624	有価証券売却益	0
その他支出	260,163	補助金	0
経常外収支差額	△ 189,720,158	その他収入	0
当期収支差額	2,195,223,661		
収支差額変動準備金繰入額	1,097,611,830		
基本財産繰入額	1,097,611,831		

■ 収支計算書の用語解説

支 出		収 入	
業務費	経常支出	経常収入	保証料
信用保険料			預け金利息等
責任共有負担金納付金			責任共有負担金
	その他		
<p>日本政策金融公庫へ支払った当年度に対応する信用保険料を計上しています。</p> <p>金融機関から受領した負担金の一定割合を日本政策金融公庫に納付しています。</p>			<p>受入保証料のうち当年度に対応する部分を計上しています。</p> <p>負担金方式を選択した金融機関から受領した負担金を計上しています。</p>
求償権償却	経常外支出	経常外収入	責任準備金戻入
求償権償却準備金戻入			求償権償却準備金戻入
責任準備金繰入			求償権補填金戻入
求償権償却準備金繰入			
その他			
<p>年度末求償権のうち回収不能分や求償権補填金相当額を計上しています。</p> <p>保証債務残高の一定割合を積み立っています(洗替方式のため繰入と戻入が発生)。</p>			<p>求償権の一定割合を積み立てています(洗替方式のため繰入と戻入が発生)。</p> <p>代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金と横浜市等から受領した代位弁済補填金を計上しています。</p>
経常収支差額	当期収支差額	その他	
経常外収支差額			

■基本財産

基本財産とは、一般企業の資本金に相当するもので、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があります。このことから、当協会が引き受ける保証債務の最高限度額は、定款の定めにより基本財産の50倍（定款倍率）となっています。このため、中小企業の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

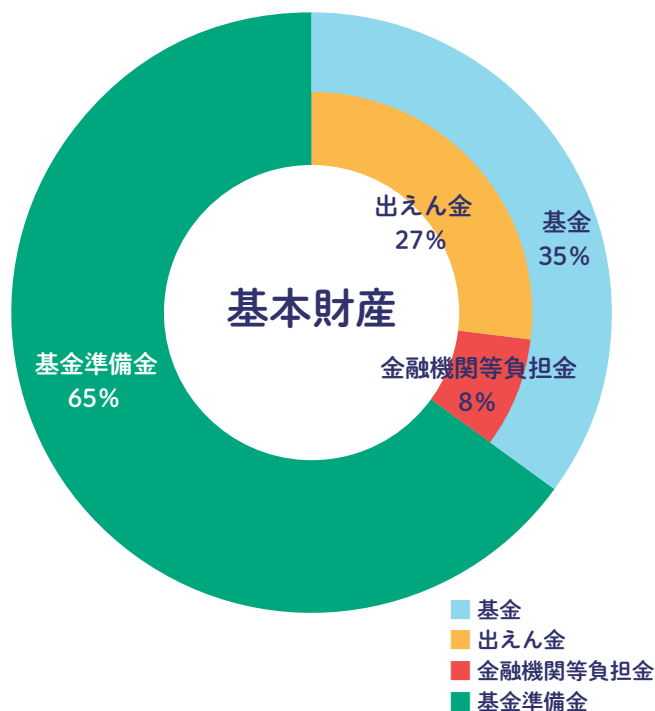
■基本財産の構成

基本財産は①基金②基金準備金で構成されています。

①基金は、横浜市等からの拠出である出えん金と金融機関等負担金で構成されています。

②基金準備金は、毎事業年度決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

基本財産	291億95百万円
①基金	98億44百万円
出えん金	76億28百万円
金融機関等負担金	22億16百万円
②基金準備金	193億50百万円



本所

保証担当地区

■中区 ■磯子区

〒231-8505 中区山下町22 (山下町SSKビル9階・10階)

(9階) 総務部 (総務課、企画情報課)

TEL: 045-662-6622 FAX: 045-662-6921

コンプライアンス統括室

TEL: 045-662-6627 FAX: 045-662-6927

(10階) 経営支援部 経営支援室 (経営支援課、期中支援課)

TEL: 045-662-6624 FAX: 045-661-0519

経営支援部 (保証統括課、保証課)

TEL: 045-662-6623 FAX: 045-661-0089

管理部 (管理統括課)

TEL: 045-662-6625 FAX: 045-681-3386

管理部 (管理第一課、管理第二課)

TEL: 045-662-9927 FAX: 045-226-5122

<アクセス> みなとみらい線日本大通り駅 3番情文センター出口より徒歩約3分
JR関内駅 南口より徒歩約12分・JR石川町駅 中華街口より徒歩約13分
横浜市営地下鉄関内駅 1番出口より徒歩約12分



北部支所

保証担当地区

■港北区 ■緑区 ■青葉区 ■都筑区

〒222-0033 港北区新横浜3-9-18 (新横浜TECHビルB館6階)

TEL: 045-470-5600 FAX: 045-470-7170

<アクセス> JR新横浜駅「横浜アリーナ」方面出口から徒歩約7分
横浜市営地下鉄 相鉄・東急新横浜線 新横浜駅
7番出口より徒歩約4分



西部支所

保証担当地区

■鶴見区 ■神奈川区 ■西区 ■保土ヶ谷区 ■旭区 ■瀬谷区

〒220-0004 西区北幸1-6-1 (横浜ファーストビル7階)

TEL: 045-319-5335 FAX: 045-319-5340

<アクセス> 横浜駅 西口より徒歩約3分
横浜市営地下鉄横浜駅 10番出口より徒歩約1分



南部支所

保証担当地区

■南区 ■金沢区 ■戸塚区 ■港南区 ■栄区 ■泉区

〒233-0002 港南区上大岡西1-6-1 (ゆめおおかオフィスタワー22階)

TEL: 045-844-6621 FAX: 045-845-0641

<アクセス> 京浜急行上大岡駅 3階改札口より徒歩約3分
横浜市営地下鉄上大岡駅 6番出口より徒歩約3分



当協会は本所の他、新横浜駅に北部支所、横浜駅に西部支所、上大岡駅に南部支所と4拠点体制としています。
窓口開設時間：9時～17時（土日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く）



<https://www.sinpo-yokohama.or.jp>

